

商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 毛利 正徳

1 日 時

平成28年3月17日（木） 午後1時01分から
午後4時13分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

毛利正徳、濱田洋、阿部英仁、木田昇、羽野武男、吉岡美智子、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

藤田正道

6 出席した執行部関係の職・氏名

商工労働部長 西山英将、労働委員会事務局長 小嶋浩久、企業局長 日高雅近
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第5号議案及び第14号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。
第4号議案及び第13号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを賛成多数をもって決定した。
第44号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを賛成多数をもって決定した。
- (3) 大分県中小企業者等向け融資の損失補償に係る求償権の不等価譲渡の承認について、おおいた産業活力創造戦略2016について及び企業誘致の状況についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 堺田健

政策調査課調査広報班 主査 上田雅子

商工労働企業委員会次第

日時：平成28年3月17日（木）13：00～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 労働委員会関係 13：00～13：30

(1) 付託案件の審査

第 1 号議案 平成28年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

平成27年の不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について

(3) その他

3 企業局関係 13：30～14：20

(1) 合い議案件の審査

第 19号議案 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について

(2) 付託案件の審査

第 13号議案 平成28年度大分県電気事業会計予算

第 14号議案 平成28年度大分県工業用水道事業会計予算

(3) その他

4 商工労働部関係 14：20～16：20

(1) 合い議案件の審査

第 44号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成28年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 4号議案 平成28年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

第 5号議案 平成28年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算

(3) 諸般の報告

①大分県中小企業者等向け融資の損失補償に係る求償権の不等価譲渡の承認について

②おおいた産業活力創造戦略2016について

③企業誘致の状況について

(4) その他

5 協議事項

16:20~16:30

6 閉 会

会議の概要及び結果

毛利委員長 ただいまから、商工労働企業委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、ご了承願います。

本日は、藤田議員が委員外議員として出席されております。よろしく申し上げます。

ここで、藤田議員に申し上げたいと思います。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、ご発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりたいと思いますので、あらかじめご了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案5件、総務企画委員会、文教警察委員会から合い議のありました議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより労働委員会関係の審査に入ります。

まず、第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

小嶋労働委員会事務局長 労働委員会関係の当初予算についてご説明申し上げます。

お手元の平成28年度予算に関する説明書の277ページをお開き願います。

当委員会が関係する歳出科目は、第5款労働費第4項労働委員会費でありまして、予算合計額は、表の右上にありますように9,680万円でございます。

その内訳としましては、第1目の委員会費1,365万5千円でございます。

内容は、中ほどの事業名欄に記載のとおり、委員報酬の941万8千円と運営費の423万7千円でございます。

委員報酬については、委員15名分の年22回の定例総会や、不当労働行為事件の審査等の報酬であります。

運営費については、委員が行う労働争議の調整や個別労働関係紛争のあっせん員報酬、定例総会や各種会議への出席旅費など委員の活動に要する経費であります。

次に、第2目の事務局費8,314万5千円でございます。

内容は、事業名欄にございますように、給与費の7,524万円と運営費の790万5千円でございます。

給与費については事務局職員8名分の人件費、運営費については事務局が行う不当労働行為事件、労働争議の調整事件等の調査及び連絡会議の出席等に要する事務的経費であります。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

毛利委員長 以上で説明は終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

濱田副委員長 労働争議はだいぶん昔より減ってきたような感じを受けていますけれども、今、主にどんな件で争議になっておるか、ちょっとお聞かせを願います。

小嶋労働委員会事務局長 後ほど諸般の報告の中で説明を申し上げますが、争議自体は、例えば、不当労働行為につきましても、大体4年に一度、1件くらいということですが、27年につきましても見てみますと、2年ぶりにあったということですね。

それから、労働争議の集団あつせん和個別労働関係争議のあつせんについては、合計で5件ございましたけれども、前の年が6件ということで、10件以下でずっと推移しているような形になっております。

主な特徴といたしましては、従来は労働組合と使用者という形が多うございましたけれども、最近はユニオン、合同労組という形で、個人でも加入できる組合と使用者側の争議といったものがふえています。

以上でございます。

濱田副委員長 今、ほら、ブラック企業、時々テレビ、新聞等で出ますけれども、今、県が認識をしておるそういう企業は、県内にはあるんですか。どんなですか。

小嶋労働委員会事務局長 相談がございます中で、明らかにこれはというようなものは、ことし1年ということ言えば把握しておりませんが、使用者側の、労働時間であるとか、そういうふうなものについての知識不足、こういう案件がまだまだあるように見受けられます。

毛利委員長 いいですか。

濱田副委員長 いいです。

毛利委員長 ほかにどなたか。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、採決は商工労働部の審査の際に一括して行いたいと思います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より諸般の報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

小嶋労働委員会事務局長 平成27年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況について、ご報告いたします。

お手元にお配りしております商工労働企業委員会資料の1ページをお開き願います。

なお、当委員会の各種統計につきましては、全国的に毎年1月1日から12月31日までで統計処理を行っておりますので、あらかじめご了承願います。

まず、平成27年（不）第1号をごらんください。

これは平成27年10月7日に申立てがあった不当労働行為事件でございます。

不当労働行為事件は、使用者が、労働組合法で禁止されている組合員に対する不利益取扱いや団体交渉拒否等の不当労働行為を行ったかどうかを審査し、救済命令を出したり和解の勧奨等を行うものでございます。

この事件で請求する救済の内容といたしましては、当該会社は貨物輸送の会社であります。が、「組合員であることを理由として、配車及び賃金について、申請者組合員を差別してはならない。」また、「申請者組合員に対し、配車差別により生じた賃金の差額及び差別が是正されるまでの間、賃金相当額を支払わなければならない。」、「以上についてのポスト・ノーティス、いわゆる謝罪文掲示」を求める内容となっております。

なお、審査等の経過でございますが、27年中は事務局職員による調査を1回行ったと

ころであり、今後、本格的な審問手続等が開始される予定となっております。

次に、中ほどの2調整事件をごらんください。

(1)の労働争議の調整とは、労働組合と使用者との労使紛争を公正・中立な立場で調整し、話し合いによる円満な解決を図るものであります。

27年は上から順に、まず組合行事に介入した発言の撤回及び謝罪を求めるもの、2番目がパワハラによる損害賠償を求めるもの、3番目が他の従業員と同等の仕事量及び賃金水準を求めるもの、4番目が団交促進及び解雇の撤回を求めるもの、以上、新規申請4件を取り扱いました。

表の右から2つ目、終結状況の欄でございますが、解決したものと、あっせんが不調に終わり、打ち切りとなったものがそれぞれ2件となっております。

続きまして、(2)の個別労働関係紛争のあっせんですが、これは個々の労働者と使用者との間で起きた労働条件等に関する紛争について、労働争議のあっせんと同様の手続により、円満な解決を図るものでございます。

27年は、本採用取り消しの撤回をあっせん事項とする、新規申請1件を取り扱いました。

右の終結状況ですが、この案件は解決により終結いたしました。

なお、お手元にお配りしました大分県労働委員会会報には、これらの事件の概要などの活動状況をまとめておりますので、後ほどごらんいただければ幸いに存じます。

以上で、説明を終わります。

毛利委員長 以上で説明は終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

吉岡委員 ちょっと教えていただきたいと思いますが、調停事件の打ち切り、終結で打ち切っておりますよね。これは介入をやめて、個人でどこかに訴えとかするようになるんですかね。それとも、そのまま訴えた人が、もう何もしないで終わるということですか。打ち切りについてちょっと。

小嶋労働委員会事務局長 打ち切りというのは、私ども和解を目指して調整をしますけれども、打ち切りということになりますと、例えば、和解案について両者の合意がとれないということで、これ以上審査を続けても妥協点が探れないということになるんですが、その後の手続としては、例えば、裁判であるとか、そういう形になるのが想定されます。

吉岡委員 これは、この27年でこれだけなんですけど、この四、五年の中で結構打ち切っておりますか。

小嶋労働委員会事務局長 会報の16ページに終結状況、解決率を書いておりますけれども、一番右の欄、解決が過去10年で18件、それから、打ち切りが8件、取下げが9件、それから、不開始が12件、いわゆる双方のどちらかが同意しなかった場合不開始ということになります。一番下に解決率が69.2と書いておりますけれども、大体69.2ということで、26年度までの全国状況が、全国平均が大体57%ぐらいですので、まああの解決率を本県の場合は見ております。

以上でございます。

毛利委員長 よろしいですか。

吉岡委員 ぜひまた和解に、解決に向けてなお一層の取り組みをよろしく申し上げます。

ありがとうございます。

毛利委員長 ほかに。

堤委員 ちょっと関連して。今の裁判等の話があったんだけど、中労委とか、そういうところの申し立てというのは、この中でも結構あったんですか、過去は。

小嶋労働委員会事務局長 不当労働行為事件の場合は中労委ということでございますけれども、あっせんの場合はあくまであっせんでございますので、中労委というような形にはならないということです。

堤委員 ということは、あっせんじゃなくて、不当労働行為である場合は、地方労働委員会に申し立てをすると。その後、そこで不調であれば、今度は中労委に申し立てして、そこでだめなときは、今度は裁判闘争ということになるんだけど、あっせんの場合と不当労働行為というのは明確に分けて対応するということになるわけね。

小嶋労働委員会事務局長 申し立ての時点で不当労働行為事案として申し立てを行う場合と、あっせんを申請する場合というのが、最初に選択をしていただきますので、その段階で、その後の手続というのは決定されるというふうになっております。

堤委員 ということは、昨年はこの不当労働行為云々というのがなくて、あっせんでやったということでもいいわけよね、これは。

小嶋労働委員会事務局長 昨年につきましては、1件が不当労働行為がございました。それから、集団あっせんについては4件というところでございます。

毛利委員長 ほかにございませんか。

木田委員 先ほど個別労働関係のお話、最後の本採用取り消しの事件から見ると、何となく先ほどのブラック企業っぽいようなお話のように見受けられますけれども、直接労働委員会さんは担当じゃないかもしれませんが、今、正式な法律名はちょっと存じ上げませんが、若者雇用促進法というのが順次今施行されてきていると思うんですが、ブラック企業の関係については、監督署の指導を受けたら、求人票もハローワークで不受理にするとかいうのがあるし、あと、離職状況についても、求職者の求めがあったら情報開示しなくちゃいけないというのがあると思うんですが、こういった労働委員会での紛争の状況とかいうことも情報公開の対象になっていくかどうかということをご存じであれば。

小嶋労働委員会事務局長 1点目の最初のケースでございますが、若干説明させていただきますと、この企業というのは個人事業主の集団の企業で、なれるまでは給与体系なんだけど、いわゆるヤクルトの販売員みたいな形で、いわゆる個人事業主の集団なんですけれども、なれるまでは難しいので、給料を払うという予定だったんですが、なかなかその辺が折り合わずにやめられたということで、正確ないわゆる採用取り消しとは若干違うという形のケースでございます。

それからもう1つが、いわゆるブラック企業等で労働委員会に情報公開についてはどうかというご質問でございます。これについては、本委員会に来られた事件については、いわゆるあくまで法的な部分というのは、あっせんの部分でございますから、原則多くの資料が非公開という形で整理させていただいております。

以上でございます。

毛利委員長 よろしいですか。

木田委員 じゃ、もう1点。全国的に、今、民間の労働争議が多いんですけども、他県

でも結構なんです、地公労法適用の関係の職員団体の労働委員会の申し立てとかいうのが全国的にあっているのかどうかということ。

小嶋労働委員会事務局長 いわゆる地方公務員法にかかわる部分でいえば、多くの部分は人事委員会の訴訟になりますけれども、現在、私ども地公法の中でも、例えば、現業用務とか企業職層、こういうのは私どもの訴訟でございますけど、こういう形で相談に来たという例は、いわゆるあっせん等を前提に相談に来たというような例はほとんどございませんというのが今のところの現状でございます。ここ1年で見ますとですね。

毛利委員長 よろしいですか。

木田委員 全国的にどうか、他県でも結構なんです、事例を最近聞いたことがあるかどうか。

小嶋労働委員会事務局長 他県の、各県で情報交換するんですけど、いわゆる地公法関係ということで、今各県から聞いている部分というのが、今のところ把握しておりません。申しわけございません。

木田委員 わかりました。

毛利委員長 いいですか。ほかにございませんか。

藤田委員外議員 結構です。

毛利委員長 よろしいですか。

藤田委員外議員 はい。

毛利委員長 ほかにご質疑等もないようですので、これで諸般の報告を終わりたいと思います。この際、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 別にないようでありますので、これで労働委員会関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔小嶋事務局長挨拶〕

毛利委員長 それでは、執行部の皆様はご苦労さまでした。ありがとうございました。

〔労働委員会退室、企業局入室〕

毛利委員長 これより、企業局関係の審査に入りたいと思います。

まず、総務企画委員会から合い議のありました第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

日高企業局長 第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備についての説明に入る前に、私から、先の常任委員会で説明申し上げました第3期中期経営計画の改訂の進捗状況等についてご説明をさせていただきます。

12月11日の当常任委員会開催後、外部の有識者からなる経営評価委員会に諮り、年明けからパブリックコメントを実施しました。今月末には改訂・公表したいと考えております。

成案の内容につきましては、12月での説明時と大きな変更はない見込みでございます。

4月からは、電力システム改革の第2弾、電気の小売り事業への参入の全面自由化や卸規制の撤廃が行われますけれども、企業局としましては、これに伴う諸準備、例えば申請手続等を進めているところでございまして、これまでどおり健全経営に努めていきたいと思っています。

それでは、担当課長から第19号議案の説明をいたします。

有瀬総務課長 第19号議案地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に係る合議案件につきまして、ご説明いたします。

議案書は203ページから219ページでございます。なお、説明は配付の資料で説明をさせていただきます。この資料でございます。それでは資料の1ページをお開き願います。資料の1関係条例の整備について……。

有瀬総務課長 資料1ページの1番目、関係条例の整備を行う趣旨についてご説明します。

地方公務員法の一部改正によりまして、人事評価制度を法律上に位置づけ、職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価の給与等への反映などが規定されたことに伴いまして、関係する各条例をまとめて整備を行うものでございます。

恐れ入りますけど、議案書の218ページをお開き願います。218ページの第12条が企業局が関係いたします企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。

毛利委員長 議案書やね。

有瀬総務課長 議案書の218ページです。12条でございます。これが企業局が関係いたします企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。説明は資料のほうでさせていただきます。

資料の1ページの2をごらんください。地方公務員法の一部改正により人事評価を給与へ反映することが義務づけられたことに伴いまして、人事評価の結果をボーナスの奨励手当に反映させるため、勤務成績の判定期間を人事評価の期間と合わせるものでございます。

具体的には2の下の図をごらんください。図にありますように、例えば6月に支給する奨励手当、基準日は6月1日で支給日は6月30日ですけども、この6月に支給する奨励手当につきましては、これまでは、12月2日から6月1日までの勤務成績の判定期間をもとに、奨励手当に反映させていましたが、今回の人事評価制度の導入に伴いまして、勤務成績の判定期間を人事評価の期間である10月1日から3月31日までと合わせるものであります。

なお、施行期日については、地方公務員法の一部改正の施行期日と同じ、平成28年4月1日としております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

毛利委員長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。よろしくお願いたします。

堤委員 人事評価の場合、絶対評価でやられると。期間をこれに合わせるというのはわかるんだけど、給与とか賞与等に反映させる、今までの部分と今回の改正の部分でどこが一番チェックが大きい、期間だけの問題になっているの。何か大きな変化があればちょっと教えてほしいんだけど。

有瀬総務課長 地方公務員法の改正の関係で、人事評価制度を採用する、反映させるという形で、査定昇給と奨励手当という形で、昇給とボーナスのほうに反映するという形で、これまではもちろん勤務成績に応じて評価はしていたんですけども、今回から能力評価と業績評価という形にまとまって、能力評価につきましては、例えば、企画力とか実行力とか決断力とか、いろんな勤務評定がありますけれども、そういったものを評価して能力評価を行う。業績評価につきましては、いろんな担当によってはいろんな業務がありますので、その業務を、業績を評価して、奨励手当のほうに反映するという形で、これからは勤務評価と能力評価と業績評価に応じて、給与とか昇給とかボーナスには優秀な方と普通の方という形で、具体的に言えば若干差が出るという形で反映させていきたいということで、職員のモチベーションのアップとか、自己啓発とか、研修にも、人材育成にも活用していきたいということで、今回、人事評価制度は導入されたところでございます。

堤委員 そうなると、絶対評価と言っていましたから、最下層の人がゼロという可能性もあるということだよね、当然。相対評価であれば何割、何割というのを持っとかにやいかんのだけれども、その3つのような評価をするのは、基本的に最初は個人がまず自分なりの評価をして、それから上司が判定をするとか、そこら辺の流れはどうなっているのかな。

有瀬総務課長 評価につきましては、1次評価、最終的には各所属長なり、部長なりが職員の職種によって行うようになります。基本的に評価のほうは絶対評価で行いますけれども、5段階でありますので、最終的には予算の関係もありますので、相対の、例えば、Aについては何%という形での制限はあります。

毛利委員長 よろしいですか。

堤委員 はい。

濱田副委員長 改正ということでもありますけれども、公務員が評価に値するというのは非常に、一番厳しいと思うんですね。例えば、企業なら数字を追っていきますから、数字で出た結果については一目でわかるんです。けれど、公務員の場合は、そういう判断基準をどこに置くかですね、これが一番難しいところで、その面では、部長やら、その所属長というのは大変苦勞すると思いますね。だから、その辺の難しさを踏まえて、しっかり見ていかんと、特にそして、部署を2年ぐらいで変わるじゃないですか。本当はそれから実力が出るのに、2年ぐらいだったらわからないまま、また悪い評価で違うところに行くというようなこともあるので、その辺の捉え方はどんなふうに捉えていますか。

日高企業局長 本当に濱田副委員がおっしゃられましたように、どう評価するかということはなかなか今段階でなかなか完璧な絵というのは描きにくいのもかもしれないんですけども、まず我々が目標をしっかり立てよう。ことし、この期に何をするという目標を立てて、その目標に従って自分がどれだけ実行できたかということをしきりと押さえていって、そこから評価につなげていこうということは、この業績評価の中では考えられております。

したがって、各職員が目的意識を持って仕事をするという形になりますので、この期に自分がどこまでのことをしていく、それが外部から見たときにどういうふうにそれが評価されるのかというような形のところから業績評価を今やっつけていこうというふうに思っています。

したがって、またそれが一般の方から見たときにどうかということはあるんでしょうけ

れども、今取り組もうとしているのは、そういう業績評価の仕組みで始めようというふう
に考えています。

濱田副委員長 難しいことですが、逆に評価される面から言えば、ある程度刺激が
あって、やっぱり緊張感を持って毎日の仕事に取り組まにゃいかんという、またそれは全
体のレベルアップにつながるいい面もあるので、適正に、ちゃんとした運用ができるよう
にお願いします。

以上です。

毛利委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

吉岡委員 ちょっといいですか。簡単な質問なんですけど、例えば、評価されて、自分が評
価がよくなかったと。不服申し立てみたいなの、そういうことってあるんですか。

日高企業局長 評価の内容については開示のシステムを設けておりますので、評価内容が
どうだったかというのを本人に開示いたします。開示をしますと、その職員から説明を求
められますので、そういう説明をしていくという形になるというふうに思います。

吉岡委員 説明を聞いたら、本人が納得して、次は頑張ろうと、そういうふうにいけると
いうふうに考えてよろしいんですかね。激励の仕方も大変でしょうけどね。そうならない
ように頑張られると思いますけど、働く、勤務される皆さんは一生懸命やっぺらっしや
ると思うので、なるべくいい方向にやっぺらっしやると思います。

毛利委員長 ほかにございませんか。

木田委員 この制度ですね、国家公務員が先行して実施してまいりまして、そこでの失敗
例が、先ほど全体化、相対化というお話がありましたけれども、どうしてもなかなか公務
職場で成績の差をつけるというのは難しいということがあって、ただ、制度が入ったも
んだから、職場で評価して、差ができないとおかしいという雰囲気が流れていったわけ
ですね、国家公務員の中にそこまで。それが結局、相対評価に動いていって、だれかがミス
すれば、自分の評価が高まるという論理が働いてしまったという非常に失敗した例がある
ものですから、そういったことのないように、ぜひこれはお互いの上司とのコミュニケー
ションと職場のコミュニケーションが一番大切だと思いますが、先ほど面接しながらいろ
いろやっぺらっしやると思うんですけども、そこで十分なコミュニケーションをとって、そ
ういう勘違いが起こらないように進めていただきたいと思います。

先ほどの吉岡委員さんと同じなんですけど、企業局さんの場合は、不服のある場合は、公
公平委員会になるのか、労働委員会のほうに申し立てをするのか、その辺を教えてください
ますか。

石松総務企画監 今回の人事評価制度につきましては、苦情相談制度というのがございま
して、先ほど局長のほうでその評価を本人に開示する、それから、その後、苦情がある場
合は、私、総務企画監が苦情相談員として、その対応に当たることになっております。こ
れは内部的なものでございますけれども。

木田委員 一般職の場合ですね、行政職の場合は公平委員会に措置要求しますが、企業局
の場合は多分取り扱いが違ったんじゃないかなと思うので、そこをお尋ねしておりますけ
れども、よろしいでしょうか。

毛利委員長 確認が必要なんじゃないですか。

石松総務企画監 はい。後ほど報告いたします。

毛利委員長 正確なことを後ほど伝えていただきたい。木田委員、それでよろしいですか。

木田委員 ええ、結構です。

羽野委員 人事評価制度は、25年以上前、富士通が民間で早く導入したんですけど、逆に、争いを好まなくて、みんな働かなくなっちゃめたという結果があったんです。差をつけられるとみんな困るので、じゃやめようと、積極的に行くのはやめようということで、この制度自体が富士通はやめたという経過があって、せっかくなので、トラブルの起こらないように、丁寧な運用をやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

毛利委員長 要望ですね。

羽野委員 はい。

毛利委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 藤田議員は。

藤田委員外議員 大丈夫です。

毛利委員長 よろしいですか。

藤田委員外議員 はい。

毛利委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決に入りたいと思います。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

毛利委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

第19号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

毛利委員長 賛成多数であります。

よって、第19号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

第13号議案平成28年度大分県電気事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

有瀬総務課長 第13号議案平成28年度大分県電気事業会計予算案についてご説明いたします。

議案書では105ページから148ページにかけて提案させていただいておりますけども、先日の予算特別委員会においてお配りしました資料によって説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページの大分県企業局（電気・工水）当初予算（案）の重点項目ですが、左側の電気事業をごらんいただきたいと思っております。

I 安全・安心の施設管理といたしまして、地震対策の計画的実施や発電所リニューアルに向けた準備、また、発電所のオーバーホール工事などをするようにしております。また、

Ⅲ 県政（地域）への貢献といたしまして、一般会計の芸術文化基金積立てへの繰り出しなどを予定いたしております。

それでは、この重点項目の概要を附属資料の写真によりご説明させていただきます。

まず、電気事業の左側 1 番上、写真 1 をごらんください。

こちらが 28 年度から新たにリニューアルの検討に着手することとした別府発電所でございます。当発電所により発電に使われた水は、すぐ近くにあります別府市水道局の朝見浄水場に送られ、浄水処理をして別府市民の生活用水として活用されています。平成 28 年度には、発電所の改修概略検討業務委託を発注するようにしております。

続きまして、2 の芹川ダムでございます。

芹川ダムにおきましては、26 年度からダム湖の水環境改善事業に取り組んでおり、今年度末までに水循環装置 2 基と分画フェンスを設置したところであります。28 年度においては環境調査業務委託を実施いたしまして、水循環装置による水質改善や、水性生物等に与える影響を確認するための環境モニタリング調査を行うこととしております。

それから写真 3 でございます。

こちらは豊後大野市三重町にあります百枝堰でございます。ここから大野川の水を取水し、大野川発電所に導水しています。この堰の排砂ゲートが老朽化しているため、大野川発電所のリニューアルにあわせて更新するものであり、28 年度は更新工事に向けた詳細設計を行います。なお、当該施設については昭和井路土地改良区との共有資産であり、資産割合に応じた負担金を出すようにしております。

続きまして、写真 4 でございます。

こちらは佐伯市宇目にあります桑原発電所と宮崎県延岡市北川町にあります北川発電所を結ぶ送電線の桑原北川線鉄塔でございます。老朽化が進んだこと、また、高さが 10 メートルから 16 メートル程度しかないため、ごらんのように、周囲の樹木が送電線に接触しないよう頻りに伐採する必要があるございます。このため、高さを 30 メートルから 50 メートル程度の鉄塔に建て替えていくものがございます。27 年度より一部区間で鉄塔化工事に取りかかっており、29 年度完成に向けて工事を進めてまいります。

続きまして、右上の写真 5 をごらんください。

こちらは、現在リニューアルに取り組んでおります、犬飼町にあります大野川発電所の全景でございます。大野川発電所については、平成 26、27 年度の 2 年間で調整すべき項目の抽出や固定価格買取制度いわゆる FIT の認定をいただきまして、基本設計などの取組が進めておりました。当初、平成 29、30 年度に計画していた水車発電機等の機器の発注や土木・建築などの詳細設計を 1 年前倒しいたしまして 28 年度に実施する予定でございます。

続きまして、写真 6 をごらんください。

北川ダムにおきましては、平成 23 年度から、北川ダム維持流量放流設備新設工事を実施しております。これは、写真 7 の北川発電所が平成 20 年度末に水利権の更新をした際、北川ダムから下流に向かっての区間に一部無水区間がございまして、この間の河川環境改善のため維持流量放流設備を新設することが河川の更新許可の条件とされたため、現在、工事を行っているものがございます。

最後に、写真 7 と写真 8 につきましては、水車発電機のオーバーホール工事を行います

北川発電所と下赤発電所です。水車や発電機等を分解しまして、故障の原因となる部品の交換等を行うとともに、オーバーホール工事にあわせて主要機器の更新を行うものでございます。

以上で、重点項目の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2ページ目の平成28年度企業局当初予算（案）の概要の左側、電気事業会計をごらんください。先ほどの資料の裏側でございます。

こちらが、ただいまの重点項目に掲げた事業費などを反映させた予算（案）でございます。

まず、業務の予定量でございますが、1年間販売電力量は2億4,480万4,354キロワットアワーを予定しております。

2主たる建設計画につきましては、先ほどごらんいただいた1ページ目に記載した重点事業のうち、建設改良費のみを抜き出したものでございます。

次に、その下の表、収益的収入及び支出をごらんください。

表の1番下、収入の計から支出の計を引いた収支差額BマイナスAは2億8,684万円、税抜きの純利益は、欄外の参考に記載しておりますとおり1億5,583万3千円の黒字を見込んでおります。

また、2つ下の表、資本的収入及び支出をごらんください。

表の中ほどのとおり、収入の計から支出の計を引いた収支差額はマイナスの17億8,014万円となりますが、その下のとおり内部留保資金等各財源で補填することとしております。

以上が、平成28年度大分県電気事業会計予算案でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

毛利委員長 説明は終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

濱田副委員長 数字やは別にして、発電所がありますよね。別府、北川、下赤ですかね、この発電所というのは、職員は常駐をやっているんですか。日中だけとか、夜間も。

長井工務課長 今、大分県企業局は12の水力発電所がありますけれど、その発電所につきましては、全て無人で管理しております。今、下判田のほうに総合管理センター、総合制御部というのがございまして、そこで一括して集中監視制御のほうを行っております。

濱田副委員長 点検とか、そういうのは定期的に月に何回とか、どのくらいの頻度で行っておるんですか。

長井工務課長 定期点検につきましては、定期巡視と定期点検がございまして、巡視のほうにつきましては月に2回、やはりこれは下判田のほうにあります総合管理センターの発電管理部というところから、各発電所のほうに月に2回点検に行きます。そして、定期点検ということで、年に1回定期点検を行うようにしております。

毛利委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

堤委員 1ついいですか。この消費税の還付6,400万円、これはどういう、工水も電気も両方あるんだけど。理由は納入が多かったから還付されるということ。

有瀬総務課長 消費税につきましては、仮受消費税という形で、電気料金に消費税が上乘せられて収入をしております。その年によって、建設改良費が多いときは、仮払消費税がふえますので、そのときに、例えば、建設改良費が多いときは払い過ぎますので、その分

が翌年度に還付という形になります。ですから、建設改良費が多い場合は、消費税は余り払わないというか、還付の場合もあるということになります。

堤委員 わかりました。

毛利委員長 ほかに、よろしいですか。藤田議員はいいですか。

藤田委員外議員 大丈夫です。

石松総務企画監 先ほどの先生からのご質問で、今、ちょっと法律の条文を確認いたしました。委員がおっしゃるとおり、一旦、私どものほうで苦情相談を受けて、それで、さらにそれに納得できない場合は、地方公営企業労働関係法に基づく苦情処理共同調整会議というのを設置いたしまして、法に基づいてこの調整会議を設けるということ、労使協定、両者の協約でうたっておりますので、そちらのほうに移行していくということになります。その部分が行政監督と違う形になります。

毛利委員長 よろしいでしょうか。

木田委員 はい。

毛利委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決に入りたいと思います。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ご異議がないので、第13号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第14号議案平成28年度大分県工業用水道事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

有瀬総務課長 続きまして、第14号議案平成28年度大分県工業用水道事業会計予算案についてご説明いたします。

議案書では149ページから188ページにかけてでございますけれども、こちらもお配りしております重点項目のほうで、ご説明させていただきます。

それでは重点項目の表の1ページでございます。右側の工業用水道事業をごらんいただきたいと思っております。

I安全・安心の施設管理といたしまして、地震津波対策の計画的実施や給水ネットワーク再構築事業の計画的実施などを、Ⅲ県政（地域）への貢献では、一般会計の企業立地促進等基金積立てへの繰り出しを予定しております。

こちらもお配り資料の工業用水道事業関係の写真でご説明させていただきます。

恐れ入りますが、お配り資料の裏面の工業用水の関係をごらんください。

初めに左上の写真1でございます。

こちらは、現在給水ネットワーク再構築事業により建設しております大分市三佐にある送水ポンプ場の全景でございます。このポンプ場は、ネットワークでの水の運用を行う際に現状の施設のままで水圧が不足するため、その水圧を補うための施設でございます。具体的には、40メートル道路沿いに埋設した既設の管の中間地点にあるこのポンプ場で加圧することにより東西方向への送水が可能となります。ごらんのとおり、現在は、建物自体は完成しております、28年度は電気設備関係の工事等を行う予定にしております。

次に写真2でございます。

大分市下判田の片野地区にある接合井でございます。

この施設は、金属製の管とコンクリート製の隧道とを接続するための施設でございます。来年度耐震診断を行う予定としております。

写真3ですが、大野川から取水した川の水から比較的大きな砂などの不純物を取り除くための沈砂池の全景でございます。

この施設につきましては、来年度、耐震化工事のための設計を行う予定としております。次に、右側1番上の写真4をごらんください。

こちらは、今年度実際に撤去した既設の配水管路内に堆積している汚泥の状況写真でございます。

平成28年度につきましても、今年度に引き続き、図にピンク色の線で示した区間の堆積汚泥の撤去を行う予定でございます。

写真5は、大分市松岡にある企業局の太陽光発電所の全景でございます。

建設予定地と記載した赤枠で囲っている場所に、工業用水の補修資材を備蓄するための倉庫を建設する予定でございます。

なお、保管する備蓄資材の例につきましても、同じ写真の右下に載せております。

写真6は、工業用水道の要とも言える取水設備でございます。

写真右下に赤い点線で示した取水口により、日量約50万トンの大野川の水を常時取水しております。なお、写真からはわかりませんが、取水口内部は2本の隧道に直結しております。それぞれゲートにより流れ込む水の量を調節しております。こちらの施設につきましても、来年度耐震化工事のための設計を予定しております。

続きまして、先程の重点項目の裏側でございます。28年度企業局当初予算(案)の概要の右側、工業用水道事業会計をごらんください。

こちらが、ただいまの重点項目に掲げた事業費などを反映させた予算(案)でございます。

まず、業務の予定量でございますが、1給水事業所数は、ソニーが1社加わり42社となる予定でございます。

2年間総給水量は2億171万7,250立方メートル、31日平均給水量は55万2,650立方メートルを予定しております。

その下の表、収益的収入及び支出をごらんください。

表の1番下、収入の計から支出の計を引いた収支差額BマイナスAは5億5,561万1千円、税抜きの純利益は、欄外参考に記載のとおり4億4,461万6千円の黒字を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出でございますが、表の中ほど、収入の計から支出の計を引いた収支差額はマイナスの2億5,648万3千円となりますが、その下のとおり各財源で補填することとしております。

以上が平成28年度大分県工業用水道事業会計予算案でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

毛利委員長 説明をいただきましたので、これより質疑に入ります。よろしく申し上げます。

堤委員 転売の関係で毎回数字的には確認しているんだけど、3社の企業に年間転売

しているんだけどね、その金額の単価というのは変わっていないかな。去年と、来年度とかいう数字は変わりませんか。転売するほうの企業、170円から180円前後ぐらいだったね、たしか。

有瀬総務課長 随時、企業のほうから変わった都度連絡がありますけれども、現在は変わっておりませんで、以前のままの金額で転売しております。

堤委員 はい、わかりました。

毛利委員長 よろしいですか。

堤委員 はい。

濱田副委員長 ことし、その1社が加わって、42社になるということですがけれども、将来展望として、もちろんいろんな景気とか、あるいは企業立地とかであれですがけれども、予測的にはある程度まだふやす、ふえるというふうな予測をしておるのか。

それともう1点は、工業用水じゃないんですけど、県は直接関係ないかもわからんけれども、総合的に大分市のいわゆる上水道ですね、これは水不足とかいうのを我々も余り聞いたことないんですけども、大分市ばかりが人口が膨らんで、今47万人ですけども、将来構想で水不足とかの心配は、企業局としてどんな考え方、捉え方をしているのか。2点お願いします。

日高企業局長 景気の変動が非常に激しいので、我々も非常に動向には注目しております。ただ、大分の各企業の動向は、比較的国内の中でも競争力のある企業が幸い多く立地しておりまして、例えば、新日鉄住金さんにつきましても、30メートルの受け入れバースを持っているとか、かなり有利な条件があって、大分工場はかなり最後までつんじかないかというような状況ももらっております。そういう中でも、やはりことし投資家の問題もありましたように、企業が水を使ってくれなければ私どもの生計は成り立たないので、商工労働部とよく連携して、企業の動向には注意してまいりたいというふうなふうにずっとやっております。

やっぱり新規の開拓というのは必要だということが私どもの思いでありますので、企業立地のほうの私どもの拠出している金額もありますので、商工労働部と連携して、将来とも安定した用水需要を確保し、同時に、我々自身もユーザーさんの気持ちを今どういう状況かというのを把握する必要があるということで、ユーザー懇談会を年2回開催して、その辺の状況をよく説明して、大分県の水はこうやって安定して供給できるということも社内でPRしてもらっています。

それから、大分市の上水道との関係ですがけれども、私ども直接関係しておりますのは、横尾の浄水場に私どもから受け入れた水を供給して、横尾で今かなり給水しているんですけども、その横尾の浄水場の補強の要因として、大分川ダムが完成すると、大分川ダムのほうからの水をそちらに持ってくるような構想を大分市は持っているようですので、そういう大分市も、今後できる大分川ダムの活用も含めて、上水道の確保には神経を気を使っているんじゃないかと思えます。私どもも横尾と関連するところもありますので、大分市との連携もしっかりしていきたいと思っています。

毛利委員長 よろしいですか。

濱田副委員長 はい。

毛利委員長 ほかにございませんか。いいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

毛利委員長 藤田議員もよろしいですか。

藤田委員外議員 はい。

毛利委員長 それでは、ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

毛利委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

第14号議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

毛利委員長 賛成多数であります。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 別にないようですので、これで企業局関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼のご挨拶をさせていただきます。

〔委員長挨拶〕

〔日高企業局長挨拶〕

毛利委員長 それでは、執行部はご苦労さまでした。ありがとうございました。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

毛利委員長 これより、商工労働部関係の審査に入ります。

まず、文教警察委員会から合議のありました第44号議案学校教育法等の一部を改正する法律施行条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

西山商工労働部長 商工労働部長の西山でございます。

皆様におかれましては、商工労働行政を初め県政の諸課題に対し、ご指導、ご鞭撻、ありがとうございます。

本日は、合議案件、付託案件、諸般の報告について、ご説明させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

波多野雇用・人材育成課長 第44号議案学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてのうち、商工労働部関係についてご説明いたします。

お手元の商工労働企業委員会資料をごらんください。

資料の1ページをお開きください。

1の学校教育法の一部改正、関係条例の整備に関する条例の概要についてですが、このたび、学校教育法が改正され、学校の種類として、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新設されました。

これを受けて、関係する条例を一括して改正するため、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める議案を上程させていただくものです。

整備条例に含まれる条例のうち、当課が所管するものは、④の下線を引いております職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例です。

2の(1)条例の概要ですが、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業能力開発校及び工科短期大学の行う職業訓練の基準等を定めるものです。

(2)改正内容ですが、①学校教育法の改正による厚生労働省令の改正に伴い、普通課程の普通職業訓練の対象者に、義務教育学校卒業者を加えるものです。②職業能力開発促進法の一部改正により、引用条文に条ずれが生じたので規定を整備するものです。

(3)施行期日ですが、学校教育法の改正の施行期日である平成28年4月1日としており、法の条ずれによる改正の施行期日については公布日としております。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

毛利委員長 説明をいただきましたので、これより質疑に入りたいと思います。委員の方よろしく願いします。

堤委員 義務教育学校卒業者を入れるということなんだけれども、もともと④の中にどういう規定になっておったんですか、これは。

波多野雇用・人材育成課長 こちらで条例の中なんですけれども、中学校の卒業者ですね、1番上の学校教育法の9年間の中で、中学校の卒業者、それと、特別支援学校の中学部、それに中等、高等学校の前期課程、これも義務教育になりますので、そこを卒業する者、それから、あと高校を卒業する者というふうになっております。

それで、今回、新しく国の義務教育学校が新設されたものがなかったもので、追加をするものです。

堤委員 義務教育学校というのは、小中学校一貫校の基本的なやつの考え方なんだけれども、その前に中学校卒業者という言葉もあって、義務教育卒業者も入るわけ。

波多野雇用・人材育成課長 そうです。これまでの学校教育法が、義務教育の期間を9年と定め、小学校、中学校、特別支援学校の小学校の部及び中学部並びに中等、高等学校の前期の課程を義務教育制度の対象とする学校として規定しているということで、これまでは中学校の卒業者、先ほど言いました特別支援学校の中学部、それと、中等高等学校の前期の課程ですね、その部分について規定をしています。それから、あと高校卒業者を規定しているところでございます。

毛利委員長 いいですか。ほかにございませんか。

濱田副委員長 義務教育学校、小中一貫校だろうと思いますけれども、やっぱり方向としては、今の少子化で、小学校が単独で成り立たない、6年間で数十人とか、十何人とかいうような学校も出ていますので、ある程度こういうのをつくるということは、基本的に小中一貫で、もう少し小学校も統合等の対象を強めていくという方向にあるのかどうか、その辺の感触はどんなふうですかね。

波多野雇用・人材育成課長 教育委員会のほうに確認したところ、現行制度の中で、小中一貫教育というのがございまして、それが文部科学省の指定になっておりまして、大分県

では、現在9校がそういうことに指定をされております。その9校が、このまま義務教育学校に変えるということは今のところないというふうに聞いております。基本的に中高、小中と一貫の教育、小学校の校長、中学校の校長がそれぞれ別々の教育課程をやって、連携をとるのはやるんですが、今度の生徒の義務教育学校、校長が1人で小学校から中学校、これは6年課程と3年課程なんですが、それを自由に課程を変える、例えば、今、6年、3年をもっと5年と、前教育をしたりするのは、この義務教育学校であればできるんですけども、そこまでは現時点では設けることはないというふうに聞いております。

濱田副委員長 それは統合しなくても、エリアでそういう義務教育学校というのはできるの。地域内、例えば、うちの玖珠町なら玖珠町で、地域的にそういうことができるわけですか。

波多野雇用・人材育成課長 ちょっとそこは大変済みません、義務教育の制度につきましては、そこはまだ。

濱田副委員長 また、おたくなりに調べておいて。教育委員会で聞きますから。

毛利委員長 よろしいですか。いいですかね。

〔「はい」と言う者あり〕

毛利委員長 はい。ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決に入りたいと思います。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

毛利委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

第44号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

毛利委員長 賛成多数であります。

よって、第44号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

西山商工労働部長 第1号議案平成28年度大分県一般会計予算のうち、商工労働部関係につきましてご説明いたします。

先日の予算特別委員会におきまして、おおいた地方創生推進枠事業等につきましてご説明したところでございます。

したがって、本日は予算特別委員会で説明をしていない事業の中から、主な事業につきまして、担当課・室長から順次ご説明いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

倉原商工労働企画課長 商工労働企画課の主な事業について、ご説明いたします。

資料は商工労働部・労働委員会予算概要の12ページをお開きください。

表の1番左の列にございます事業名欄の小規模事業支援事業費12億1,227万4千円でございます。

この事業は、小規模事業者の経営基盤の確立、技術の改善などのために、商工会、商工会議所が地域の商工業者に対して、金融、税務、経理に係る相談・指導や経営革新、創業の支援などを行う経営改善普及事業などに要する経費を措置するものでございます。

また、事業概要欄の2つ目の丸印、事業費の(6)にあります次世代地域活性化事業は、商工会・商工会議所が取り組む、地方創生に資するプランの募集や実践等を支援するものでございます。

以上でございます。

大塚経営金融支援室長 経営金融支援室の主な事業についてご説明いたします。

17ページをお開きください。

事業名欄の一番上、経営革新企業成長促進事業費5,959万7千円でございます。

この事業は、企業の稼ぐ力を創出し、雇用拡大やさらなる付加価値の向上を図るものです。

具体的には、地場中小企業の経営革新への取組を推進するため、新市場等にチャレンジするための販路開拓、商品改良等に係る経費に対し、補助率2分の1として助成するものです。

次に、18ページをお開きください。

おおいたスタートアップ支援事業費7,573万9千円でございます。

この事業は、創業の裾野拡大や成長志向の高い起業家の創出・育成を図るため、創業者の成長志向に応じた指導やフォローアップを行うものです。

おおいたスタートアップセンターを拠点として、市町村とも連携しながら創業の裾野拡大のためのセミナーを行うとともに、成長志向起業家に対するビジネスプランの磨き上げなどを行います。

また、事業を軌道に乗せるために必要な商品などの開発や改良、販路開拓等に要する経費の一部を助成します。

以上でございます。

工藤工業振興課長 工業振興課の主な事業についてご説明いたします。

27ページをお開きください。

事業名欄一番上、技術・製品開発事業費564万7千円でございます。

この事業は、デザインを活用した魅力ある新商品の開発技術向上を図るものです。

平成28年度は新たな取り組みとして、製品に役務・情報を付加することにより製品自体の価値の向上や、付随するサービスの収益化を図る製造業のサービス化を県内企業に波及させるための予算を計上しています。

具体的には、セミナーの開催による県内企業への意識づけを行うほか、プランナーを活用したビジネスモデル作成により、意欲ある企業のサービス化を支援してまいります。

続きまして、29ページをお開きください。

事業名欄中ほどのエネルギー関連産業成長促進事業費4,360万2千円でございます。

この事業では、大分県エネルギー産業企業会を中心としたエネルギー関連産業の成長を促進するための経費を計上しています。

まず、エネルギー分野別にワーキンググループを設け、出口を見据えた研究開発から販路開拓までをトータルに支援します。具体的には、本県の強みを生かせる地熱・温泉熱や小水力分野に加え、水素・電力自由化分野など、市場の成長が期待されている分野へのチャレンジを支援してまいります。

また、トライアル研究開発として、アイデアを広く外部から募集し、地場企業とマッチングが図られた事業に対し、可能性調査や試作に要する経費を支援いたします。

これらの取り組みにより、県内エネルギー関連産業の成長をこれまで以上に促進してまいります。

以上でございます。

森山産業集積推進室長 産業集積推進室の主な事業についてご説明いたします。

31ページをお開きください。

事業名欄の2番目、戦略産業成長分野参入支援事業費8千万円でございます。

この事業は、厚生労働省所管の戦略産業雇用創造プロジェクト事業の活用を予定しています。

おおいた産業活力創造戦略において戦略産業としている自動車、半導体、医療機器、エネルギーの4つの産業分野にかかわる県内企業を対象として、その分野の専門的知識や技術を有する人材を雇用する際の人件費や研修費用、従業員を研究機関等に派遣する費用等を助成することにより、成長分野への参入と事業の拡大を後押しするとともに、半導体関連企業の再編等により流出するおそれのある高度技術人材の雇用につなげようとするものでございます。

続いて32ページをお開きください。

事業名欄の2番目、自動車関連産業企業力向上事業費1,869万2千円でございます。

この事業は、大分県自動車関連企業会を推進母体として、県内自動車関連企業の技術力向上や人材育成を行い、受注拡大を図るものです。

事業概要欄の大分県自動車関連企業会負担金1,438万9千円のうち、機能部品チャレンジ支援事業354万5千円は、九州域外から調達されている機能部品や電気自動車等次世代自動車や自動運転技術の開発に伴って増加が見込まれる電子・電装部品への参入を促進するため、セミナーや部品メーカー訪問を行うほか、ダイハツグループ九州開発センターの協力を得て具体的に受注のターゲット部品を研究することにより、提案型企业への育成を支援するものでございます。

また、その下の東九州地域自動車関連産業振興事業182万2千円は、東九州自動車道の開通を契機といたしまして、北九州市、宮崎県と連携して愛知県での大規模展示会に共同出展し、東九州地域の企業情報を発信するほか、各地域の企業間連携による新規取引先の開拓を図るなど、東九州地域が連携して自動車産業の集積に取り組むものです。

以上でございます。

工藤情報政策課長 情報政策課の主な事業についてご説明いたします。

40ページをお開きください。

事業名欄の1番上、電気通信格差是正事業費3,031万9千円でございます。

この事業は、携帯電話の不感地域を解消するために、基地局施設を整備する市町村に対し、費用の一部を助成するものです。28年度は、豊後大野市の清川近郷地区と清川中山

地区の2地区を整備いたします。今後も、条件不利地域の不感解消に向け、市町村と連携し、積極的に取り組んでまいります。

続きまして44ページをお開きください。

事業名欄の3番目、番号制度対応基盤システム整備事業費1,051万1千円でございます。

この事業は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、国が整備する情報提供ネットワークシステムとの情報連携を行うシステムを構築するものでございます。

28年度は、27年度に構築したシステムの運用テストを行う予定です。具体的には、国から指示された主要な業務につきまして、地方公共団体が連携して、架空の県民情報により、運用テストを行うものです。

以上でございます。

武藤商業・サービス業振興課長 商業・サービス業振興課の主な事業についてご説明いたします。

50ページをお開きください。

事業名欄の1番上、がんばる商店街総合支援事業費995万1千円でございます。

この事業は、商店街全体の魅力向上を図るため、商店街が行う個店の売上向上につながる取り組み等に対して市町村と連携して支援するものでございます。

具体的には、主に3つの補助事業で構成されています。

事業概要欄の1つ目の丸印、商店街回遊促進事業費は、高齢者や子育て世代、外国人観光客などが安心して商店街を利用できるようにするための設備等の整備事業。2つ目の丸印、商店街活性化支援事業費は、商店街でのイベント開催事業。3つ目の丸印、個店の魅力アップ事業費は、繁盛店をふやすため、商店街に専門アドバイザーを派遣して、商店主が魅力ある店づくりの手法を習得するための研修事業。以上それぞれの取り組みに要する経費の一部を支援するものでございます。

次に52ページをお開きください。

県産品販路開拓支援事業費681万7千円でございます。

この事業は、主に県産品の大都市圏での販路開拓・拡大を図るため、生産者とバイヤーとのマッチングや情報の発信を促進するものでございます。

主な取り組みとして、まず1つ目の丸印、ターゲット別マッチング商談会開催事業費は、百貨店や高級スーパーなど、買い手となる企業の業態別や販売形態別にバイヤーと県内メーカーとの個別の商談会を開催するものです。

次に3つ目の丸印、レストラン活用商談会開催事業費は、レストラン型アンテナショップである坐来大分の特長を生かし、坐来の料理人が、食材と調味料などを料理としてバイヤーに提案する形の商談会を開催するものです。

その下の4つ目の丸印、販促イベント開催支援事業費は、県外の百貨店や量販店において県産品の定番化を図るため、そのきっかけとして大分県フェアを開催する経費を支援するものです。

以上でございます。

清末企業立地推進課長 企業立地推進課の主な事業についてご説明いたします。

59ページをお開きください。

事業名欄の流通業務拠点整備事業推進費1億6,627万4千円でございます。

この事業は、大分市佐野の大分流通業務団地への企業立地を促進するため、立地企業の投資に対し、その一部を補助するとともに、積極的な誘致活動を行うものです。

以上でございます。

岡田労政福祉課長 労政福祉課の主な事業についてご説明いたします。

67ページをお開きください。

事業名欄の1番上、働き方改革推進事業費758万6千円でございます。

人口減少が進み、労働力人口が減少していく一方で、家族の介護や看護を理由とする離職者が全国で10万人を超えており、今後も働きながら家族の介護を担う人は増加することが見込まれます。また、出産・育児を契機として離職する人も依然として多い状況にあります。このような中、貴重な労働力を生かし、企業が持続的に成長するためには、安心して働き続けられる職場環境づくり、ワークライフバランスの推進が重要となってきます。

ワーク・ライフ・バランスの実現度が高いと、社員の仕事への満足度や意欲が高まり、企業にとっては優秀な人材を確保しやすくなり、業務改善による経営コスト削減や生産性の向上を図ることができます。

そのためこの事業では、長時間労働の是正、多様で柔軟な勤務体制の整備など、だれもが働きやすい職場環境づくりへの取組を推進するため、上から1つ目の丸印のとおり、働き方改革推進リーダー養成講座を開催し、企業において、働き方改革に中心となって取り組むリーダーを養成していきます。そのほか、仕事との両立支援に有効な取り組み等について助言を行うため、企業に推進アドバイザーを派遣するなど、ワーク・ライフ・バランスの取り組み拡大を図るものです。

以上でございます。

波多野雇用・人材育成課長 雇用・人材育成課の主な事業についてご説明いたします。

77ページをお開きください。

事業名欄の1番上、おおいた若者就職・定着応援事業費4,254万4千円でございます。

地方創生を推進する中、若者の県外流出を食い止め、人材を確保することがこれまで以上に求められており、ジョブカフェおおいたにおいて労働局等関係機関と連携して若者の早期就職や職場定着の支援に取り組んでまいります。

ジョブカフェおおいたは、大分市のおおいた産業人財センター内に設置する本センター及び別府市、中津市、日田市、佐伯市において関係市・商工会議所と共に運営する4カ所のサテライトから構成され、本事業の主な経費は、本センターとサテライトの設置運営費です。

28年度は、高校、大学などと連携して行うキャリア教育支援を拡充するほか、就職相談や職場見学、面接練習などの若者に対する就職支援や、合同企業説明会などの県内企業に対する人材確保支援を実施します。

地域や各人の状況に応じたきめ細かい支援により、1人でも多くの若者が県内企業に就職し、職場で活躍し続けられるよう努めてまいります。

以上で一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

毛利委員長 説明は終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。委員の方よろしくをお願いします。

堤委員 質疑の中でね、例の東芝のリストラの関係で労働契約承継法はどうだということで、答弁は調査すると言ったのかな、ちょっとはつきりわからなかったんだけど、そこら辺で東芝との関係で何かあったことがあれば教えてほしいなど。労政福祉課になるかな、これは。企業立地になるか。

清末企業立地推進課長 1月下旬にユニオンを含めた県労連の方々からその関係の法令のことについてご指摘がありました。その後すぐ東芝の人事担当者呼んで、その手続等について確認し、それについてちゃんとするようにお願い、指示したところでございます。

2月中にそういった諸般の準備を終え、そういった手続を終えまして、不服申立の期間も経過しております。すべて順調に終わったというふうに聞いております。

以上でございます。

堤委員 今、その個別の労働者の方々にアンケートをとっているんだよね。その中で、この問題については、そういう署名を見たことないという人ばかりなんよ、実際には。それは個別に労働者に行っているのかなというのはちょっと危惧をしているんだけどね、労働組合に話をしているだけなんだろうか、そこら辺の具体的な中身についてはつかんできますか。

清末企業立地推進課長 個別に、以前、対象の従業員全員に渡したというふうに聞いております。

堤委員 そういうふうに答えたんやね。わかりました。それはもう少し調査してみましよう。

それともう1つ、これは労政なのかな、新日鉄の事故の関係、3件続いたよね。大分市の状況を聞いて、簡単な事故報告書というのをもらったんだけど、労働局が入って、中核市である大分市も、調査はしていないかな、そういう状況なんだけど、県として、そこら辺の事故について、何らかの対策なりというのは、企業または大分市と共同でしているのかどうかというのは、ちょっと確認したいなど。

岡田労政福祉課長 労災関係は、どうしても現場が主体になりますので、現場での確認ということになりますので、指導監督権限のある労働基準監督署のほうから中心になってやっています。我々のほうは、一般的に労働安全の啓発につきましての一般的な啓発広報をやっているという状況であります。

堤委員 とりあえずその問題に関して、直接その企業から聞くとか、そういうことはしていないということよね。

岡田労政福祉課長 直接、我々のレベルではございません。

毛利委員長 いいですか。

堤委員 いいです。

濱田副委員長 二、三、お聞きをします。まず17ページ、経営革新企業促進の事業費補助、5、900万円で、このいわゆる経営革新の制度ができて、もう六、七年、八年ぐらいたちますかね。毎年選定をして、選んでやっているんですけども、ずっとそれが発展的に続いていけばいいと思うんですけども、認定をし、制度で融資をして、これまで途中でも何かうまくいかなかったとか、経営革新をやったけれども、売上の伸びてい

ないとか、そういう事例があったら、どの程度あるのか教えていただきたいと思います。

それから、企業立地、これはどこもしっかり企業が欲しいので、若者定着のためにもぜひ企業誘致はお願いしたいということで、これは各県、あるいは各地域、みんなそうだと思うので、今のような人手不足とか、いろんなものがだんだん顕著になったときに、いわゆる地方に企業立地をするのは非常にだんだん毎年毎年厳しくなるような気がしておりますけれども、その辺の、いわゆる誘致の何というんですかね、営業、あるいは方法、それをやっぱりある程度変えていかないと、今までと同じような手法、同じような発想でやったのでは、なかなか進出が厳しいんじゃないかという、だんだんそういうふうには毎年、過ぎれば過ぎるほど、これは厳しくなると思うんですよね。だから、そういう点、今後のいわゆる考え方として、いわゆる企業、やっぱりこれは大変、せっかく工業団地をつくって、そのまままた、ようやく整備をして、また何十年もかかるようなこと、何のあれかわかりませんのでね、やっぱり発想転換をしたり、あるいはいろんな手法を変えたりするというような取り組みについては、どういうふうにご考えておられるのか、お願いしたい。

それから、人材雇用で、77ページ、若者の就職・定着応援ということで4,200万円ですか、これで、ことしの卒業生の県内就職者の率ですね、どの程度県内卒業者が県内に、大学も分かれば、大学、高校を含めて、その数字がどんなふうになっておられるのか、教えてもらいたい。一応その3つです。

毛利委員長 いいですか、3つ。

大塚経営金融支援室長 経営革新にチャレンジした企業のその後の状況はどうかということでございます。経営革新の計画は、年率で3%程度の付加価値額の向上というものを目指していろんな事業に取り組んでいただくということでございまして、私もその後のフォローでその目標に達しているか、達していないか、またその原因等をフォローしております。で、全体としては、約6割の企業が目標を達成していただくところでございます。達成できなかった企業の主な原因は、個々の企業さんでいろいろあるんですけれども、1番は、大もとの事業がやはり芳しくなくて、新しい事業に十分に組み込まなかったんだと、そういうことでございます。

以上でございます。

清末企業立地推進課長 企業誘致に関して、人材不足の面が厳しくなる中で、どういうふうな取り組みをしていくか、今後やっていくか、新たな取り組みということなんですけれども、今年度、押しつけなんですけれども、これから労働力人口は減っていく中で、どうやって企業さんが求める人材不足をうまくその地域で融通していくかということにつきましては、子育て世代の女性の雇用を促進しようという中で、子育て世代の方を雇用した企業に対して、短時間パートでありますけれども、そういうところも企業さんに支援しますよというような感じで、補助の要綱を少し拡充したところでございます。少しずつですが、そういう取り組みをしながら、うまくやっていきたいと考えております。

以上でございます。

波多野雇用・人材育成課長 ことしの高校生の1月末現在の就職内定率は94.4%でございます。県内就職率はまだ昨年の、27年の3月卒の分なんですけれども、これは74.7%で、全国では33位、九州では第2位というふうな形になっております。大学関係の新規学卒者の県内就職率、これは平成27年3月卒ですが、31.5%というふうな

数字になっております。

以上です。

西山商工労働部長 先ほど、堤委員からの最後のご質問について補足をしたいのですが、お許しをお願いしたいと思うんですが、新日鉄の事故が3件、生命にかかわる重大事故が続いた後、新日鉄サイドから我々のほうに説明がありました。3件、それぞれ原因が違うということでありまして、事故が年末から3件も続いて、人が亡くなったということについてきちんと報告があって、今後、個別に原因を究明し、適切な対処をとっていきたいと。それは全社及び関連会社も含めてというご説明だったと思います。

私どものほうからは、やはり本人、それから家族もあって、働いている方が安全に働くと。無事故、そして、整備、身体といったことは最重要事項でありますので、今後事故がないように原因究明と対応策をしっかりとやっていただきたいということで、一般論としてその場で申し上げました。個別につきましては、労働当局といったところが対応するのではないかとこのように考えておりますが、そのように対応いたしました。

以上です。

濱田副委員長 ちょっと、清末課長にお聞きしたいんですけれども、企業誘致の、例えば、会社訪問とか、あるいは東京事務所、大阪事務所、福岡事務所を含めて、我々が年に1回訪ねるか、あるいはいろんなあれで聞いてみても、具体的な動きと申しますか、ある程度、例えば、玖珠工業団地にはこういう企業が向いておるだろうという、具体的に何々株式会社じゃなくて、総体的業種とか、そういうものの絞り込みさえもちょっとわからないんですよね。わからないんです。だから、もうぼちぼちある程度焦点を絞って、どういう業種が向いておるんだ、あるいはどういう業種に対してアプローチし、また掘り下げてね、それで町も合わせていろんなコネクションを使って集中的にそういう企業、あるいは企業群を攻めていくという、もうその辺までもっともっと掘り下げていかないと、今のようない取り組みと申しますか、あれではなかなかこれ、芽が開けないんじゃないかなということを実感するんですけれども、その辺に対しては、例えば、東京事務所でも、大阪事務所でも、具体的にそういう詰めの話というのはどんなふうにされておるんですか。

清末企業立地推進課長 ことし、年明けから今までの利用も考えていたんですけれども、もう1回大規模な企業誘致ができるかどうかということで、具体的な業種というのはちょっと控えさせていただきますけれども、幾つかの業種を絞って、玖珠工業団地以外も含めてなんですけれども、当たるように、もう3月から指示を出しています。それで、半年間かけて検証しようという形を今とっています。その中で、私たちが想定した業種が動きがあるんだ、今、我々幹部で相談した中でいくつかの業種を選んだんですけれども、それはどうなのかというのをすぐ訴えて検証しながら、もう1回掘り下げていこうということで、それは3月から始めたばかりでございます。

以上でございます。

毛利委員長 いいですか。

濱田副委員長 いいです。

毛利委員長 ほかに。

吉岡委員 3点ほど教えていただければと思います。

まず1つは、40ページの電気通信格差是正事業費、この鉄塔の件なんですけど、一応

長田も宇目の奥のほうの方もなんですけれども、ご相談いただいて、そこは携帯とかなかなか通じないので、要請したと。市町村にも、市も相談して検討したけど、維持管理費がやっぱりできないから難しいと言われて、本来はそういうところにこそ欲しいんだけど、何とかならないかということで、何名かちょっとしてもらったんですよね。やっぱりできないということだったので、これから集落によっては奥のほうで、いざ連絡をとりたいたきにとれないためには携帯は1番いいかなと思うんですが、これからそういうところはたくさん出てくると思うので、難しいかなと思うんですが、これは要望です。そういうところがあって、ここまで県まで上がってこないかもしれませんが、私たちが回ったときには田舎の地域の方からはそういうご意見をもらっているということを1つは知っておいていただくしかないかなと思っています。要望が多いということですね。

それから、お尋ねするのは、50ページのがんばる商店街総合支援事業費の商店街回遊促進事業費が100万円なんですけど、先ほどのご説明で、高齢者とか子育て世代の回遊しやすいような設備をとということで、そこで100万円なんですけど、市町村が半分出して、県全体として200万円になりますよね。そうすると、200万円ぐらいで設備投資までできるようなことがあるのかなとちょっと思ったので、どういうことを想定されているか、教えてください。高齢者の回遊というのは、よく東京のほうでとげぬき地蔵ですかね、高齢者がいっぱい回る、ああいうところも活気があるんですけど、その人たちに使えるような安くて楽しいお店もいっぱいあるということだと思んですけど、これからいろいろ商店街で高齢者がゆっくり休める、トイレもどこにでもある、お茶も飲めるという、そういうのもこれからの高齢化社会を見つめて設備するにはちょっと安いのかなと思いますので、どういう内容ですか。高齢者対応、子育て対応についてどういうふうに応援するのか、もう1回教えてください。

それと、67ページの働き方改革推進事業費ですけど、これは働き方改革、若い方と話していたら、もう今夫婦で働くのは当然だという意識はだんだん浸透してきたんですね。それで、育休をとるとかいても、なかなか職場的に厳しいというのがあると思います。それで、何年か前に結構話題になって、県の職員の皆さんで男性の皆さんも育休をとっているのかどうか。だから、大企業とか大きな県とか市、そういう方たちのところからとっていくと、民間もとりやすいのではないかなというふうに思いますので、これがどんどん進んでいるのかどうか、育休のとり方、この県庁内で。

それともう1つは、よく企業で働いて、大きいところだと思んですけど、早く帰りたいけど、職場の雰囲気は帰ると悪いなという、そういう雰囲気が物すごくあって、帰りたいけど帰れない、そういう雰囲気を打ち破るためにも、できれば県としてPR活動、早く帰りましょうとかやっているか、公共広告機構がやっていたようにも思うんですけど、何かそういうのを、早く終わったら早く帰ろうと、そうやって雰囲気をつくっていただきたいなと思っています。

それともう1つ、県の職員の皆さんが退職するときに、私はちょっとこれをお願いしたいんですけど、これから職員の皆さんは60歳か65歳ぐらいで退職されますが、その後待っているのは結構介護ではないかと思うんですね。それで、介護に対する研修をいろんな機会に、それぞれの研修っていっぱいあると思いますので、特に退職前には皆さん一度は聞いていただきたいなとは私は思っています。代表質問でもさせてもらったんですけど、

これから認知症もたくさんふえますし、認知症を在宅でとか言うけど、結構これは大変な問題なんですね。そういうのをやはり職員の皆さんは現場で培ったものもあると思いますけど、やはりそれぞれの地域に帰って、それがすんなり受け入れられるかということ、逆に今まで結構ばつとできてきたことが急にできない、それとのストレスもできてくるし、高齢者は介護する人がいららすると、高齢者は本当に虐待になるんですね。だから、これからは在宅介護にだんだんなってきますので、そういう意味では、特に男性の皆様方には研修とかを通じて、ぜひこれは退職前にはぜひお願いしたいと思っております。

以上です。

毛利委員長 高齢者についてが1点と、働き改革推進事業についての3つですね。いいですか。

武藤商業・サービス業振興課長 がんばる商店街総合支援事業でございますけれども、この事業は、事業費としては県が3分の1、そして、地元の市町村が3分の1、そして、事業実施する、例えば、商店街等が3分の1という形で、地元のニーズ、要望を市と県がそれぞれ支援していこうという事業でございます。

委員がおっしゃられた回遊促進事業につきましては、例えば、今年度、27年度は竹田市と日田市がこの事業に取り組んでおります。竹田市はまちづくり会社というのが昨年度きまして、豊後竹田駅を出た、橋を渡ったすぐのところに、もともと生命保険会社の空き店舗がございます。そのスペースに地域おこし協力隊も入っているんですが、そこに、例えば、椅子でありますとか、いろんな設備をこの補助事業で整備をしまして、そして、高齢者の方、そして、乳母車でおられる方々がそこで休憩をしたり、例えば、ちょっとお茶を飲んだりという場所を、コミュニティースペースをつくるということを竹田市はやっております。日田市につきましても、駅前の商店街でこのスペースをつくりましたけれども、やはりご高齢の方が多いので、そういう方が街に出たときにゆっくり休める、お話ができるという場所をつくるための費用を、支援をしているところでございます。そういう事業でございます。

岡田労政福祉課長 ご指摘ございましたように、夫婦で働いている方が多いということで、就業者家庭の、今、平成22年の段階でも59.8%が夫婦がともに働いているというふうになっておりますので、今はかなりふえているところでございます。

そういった中で、男性も育児休業、担当が分担してとる方向でいろんな奨励事業を今までやってきました。さらに、ことしからリーダー研修とかをやりまして、事業所の中で取り組みをするように取り組んでいきたいと思っております。

また、県の中でも、女性活躍推進法ができてまして、県も特定事業主交流計画を策定を今したところです。その中で、男性職員の育児参加についての具体的な数字とか、数値目標も含まれております。これは人事当局のほうが中心になって進めていくと思います。

それから、企業の中で、早く帰りたいけど、なかなか帰れないというふうな雰囲気とかいう問題がございます。幅広く啓発に取り組んでおります。また、ことしは補正予算で承認いただきましたように、地方創生加速化交付金を活用しまして、九州・山口各県が連携して、共通の広報コンテンツを含みまして、域内に放送するように注目を引くような動画コンテンツをつくって、意識改革につながるようなコンテンツを流すように今計画をしておるところです。そういったところで、幅広く経営者を中心に、経営者だけにかかわらず、

また従業員など幅広く広報啓発をしていきたいと思っております。

それから、県職員の退職後の介護の問題ですが、介護技術等についてうちのほうで所管できないんですけれども、そういう介護と仕事との両立ができるようにというのは、ワークライフバランスの取り組みの中の当然大きな柱になっておりますので、そういう両立環境の整備についてさらに頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

吉岡委員 先ほどの竹田の件ですけど、土居委員が借りているあそこの一角がそうなんですかね。駅前から行ったところの左側。

武藤商業・サービス業振興課長 土居議員の事務所は正面左側でございますけど、その手前の橋を渡りまして、信号を渡りまして、すぐ右の、2階建ての生命保険会社跡でございます。

吉岡委員 その1階を。

武藤商業・サービス業振興課長 その1階のスペースと、それと2階のスペースも含めて使っております。

吉岡委員 今度ちょっと行ってみたいと思います。済みません、ありがとうございます。

じゃ、もう1つ。さっき、今回は数値目標もつくられて、今子育てとか、いろいろされていくということでありましたので、ぜひ1つ1つ取り組んでいただいて、本当に働きやすい社会、これから大変厳しい状況になってくるかなと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

毛利委員長 要望でよろしいですか。

吉岡委員 はい。

阿部委員 ちょっと予算案で、きょうの個々の説明はまだいただいているとは思いますが、この予算の流れでちょっと部長になるのか、金融支援室になるのか、ちょっとよくわからないんですけど、この予算を今、来年度予算の審議をしていると思うんですけど、この大枠の商工労働なら商工労働として、昨年度と比較を出しながらずっとやってきました。

各部局もずっと見て、多分という言い方しかないんですが、多分農政と商工じゃないかなと思うんですよね、昨年度より下がっているのがですね。

ほかの部局は全部上がっているんですが、そのときに、農政の場合は、食肉の、あれは何というかな、屠殺場か、あの事業が終了したから何億か下がりましたと。前年度より下がりましたと。商工のときは、制度資金の活用が非常に少なかったの、下がりましたという私は説明を受けたと思っているんですよね。

そうなってみますと、農政とか、そういう事業が終わったから下がりますよというんじゃないで、制度資金だけの原因で、今回、商工のこの全体予算が昨年度より下がっているのかなということがまず1点教えてほしいのと、制度資金の活用比率が少なかったとしたときには、昨年度はどうだったのか、一昨年度はどうだったのかと。今年度、利用度が低かったとなれば、じゃ、なぜ低かったのかと。

この金融の制度資金だけで下がるということになると、来年度どうなのかなと。同じように、そういう持っていく方がずっとなされていったら、ちょっと制度そのものの見直しもしていかなきゃならなくなるんじゃないかなという危惧もあるんですけど、そののとこ

ろが私もちょっと全体的によくわからないので、ちょっと教えてもらえますか。

西山商工労働部長 私から全体について申し上げます。

2つの大きな要因がございますけれども、制度資金の活用を、現実を踏まえた要求をしたということと、もう1つは、厚生労働省の資金を受け込んでいた緊急雇用関係の事業が7億数千万円という、その後者につきましては事業が終わったということです。来年度は計上していないという2つの要素であります。制度資金については、過去、それから、今後の見込みを含めまして、経営金融支援室長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

大塚経営金融支援室長 制度資金でございますが、制度資金の予算組みは、1つはこれまでに融資した残高に対する預託額。それと、新規、新しく来年度借りるということに対する融資枠。それと3つ目が来年度に還ってくる償還額、この3つが要素としてございます。

今年度、大きく予算が昨年度に比べまして減ってきたのは、これまでに貸した融資残高が減ってきているということでございます。もう1つの大きな要素であります来年度新規融資枠については、去年の額と同じ額で計算をして、計上させていただいたと。

阿部委員 例えばですね、そういうことで来年度は新規、これぐらいあるだろうと。今までの実績の流れの中で含まれていくというのがあればそれでいいんですが、一説には、銀行経由で、銀行をお願いをして、銀行から貸し出しをしますよね。銀行は日銀のマイナス金利という流れの中で、銀行にぽっとお金が入ってくると。

そうすると、逆に銀行のほうの金利のほうが、銀行貸し出しの金利のほうが制度資金より安いということで皆さんが手を出すと。銀行もうちのほうが安いですよと。金が銀行そのものの持ち金が多いもんだから、かえって制度資金よりもそちらのほうを先に貸し出しをしようとかするということも耳にしたことがあるので、そういうことになっていけば、制度資金もやはりその現状の流れの中で、例えば、年間を通して日銀がぼんと金利をマイナスにしたと、そういう状況を踏まえて、柔軟に制度資金もそこでぽっと同じ銀行がやるようにやらないと、やっぱり借りる側から見れば安いほうがいいわけですから、そういうようなことは、私は耳にはしたんですが、現実はどうなんですか。

大塚経営金融支援室長 委員おっしゃるとおりでございます。マイナス金利の導入以前から、そのところの貸出金利、金融機関がやります貸出金利は、政府・日銀の金融緩和策以降、随分と貸出利率が下がってきています。そうしますと、金融機関はプロパー資金と我々は呼んでおりますが、プロパー資金で優良企業先には貸し付けて、そういった傾向がこのところ強くなっています。ただし、私どもこの制度資金は、そもそも信用力の弱い、経営体力の弱い中小企業の皆様に信用保証という制度をつけまして借りていただくということでございますので、金融機関が相手先に応じてどういうポジション、貸与をするか、これをプロパーで行こう、これは制度資金で行こうという、その使い分けがやはりどうしてもあるという中で、今の金利情勢の中で若干制度資金の利用が落ちてきているというような状況でございます。

阿部委員 最後にね、であるならば、やっぱり金融機関とよく話をして、リスクの高いところが制度資金のほうを持ってきて、今言ったように、優良企業には自分のところのプロパー資金をぼんと出していく、それであれば、いよいよもって制度資金のほう危険度という悪いんだけど、利率は高くなっていくということにもつながっていくと思っております。

で、そのところは銀行もやはり窓口になっていただけるなら、やっぱりそのところをしっかりと協議をした上でやっていくべきじゃないかなというふうに思いますので、そのところはこれからの課題として検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

毛利委員長 ほかに。

木田委員 概要の52、53ページにあります県産品と地場産業の関係の関連なんですけれども、農林水産で食彩愛用店という取り組みをされているんですけれども、なかなか認知度は低くて、私は知らなかったんですけれども、広まっていないということで、商工労働でもこういった取り組みをされておまして、もっと連携して生かせないかなと。

一般の予特のほうで藤田委員さんをご指摘されて、大分県民の焼酎消費量から考えたときには、もっともっと県産の焼酎にこれだけ経済効果があるじゃないかという意見が出されて、農林水産部長もきょうから全員1,100人、大分の焼酎を飲むようにしますという宣言もされたんですけれども、それは予算がかかからんでできる取り組みですばらしいと思います、ぜひ今晚からも実践すべきじゃないかと商工としてもそう思うんです。

きのうも私は現地を調査いたしまして、その飲み物のメニューを見ると、大分の地酒がばつと並んでいて、次に大分の焼酎がばつと並んで、一番最後に、最近シェアの高い黒何とかとかいうのが載っていたんですけど、やっぱりそういうような販促というか、取り組みが必要じゃないかなと。農林の食彩愛用店もありますけれども、やっぱり商工でもそういった連携した、もうちょっとアピールした取り組み効果なんかを組み立てていけないものかなというのがありますので、それを1つですね。

それともう1つが、76ページの学生県内就職応援事業ですね。私は大変期待しているのが、学生登録制度、これは大変期待しておまして、ターゲットははっきりしているわけで、これからどういう運用で情報発信に取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

武藤商業・サービス業振興課長 今のご質問でございます。焼酎、そして、日本酒の県産酒のブランド化という形でお答えさせていただきますが、これまで酒造組合と協議をしながら、どこに売っていきたいのかというのをちゃんと整理をして、今年度は関西で商談会を開催したりしております。一方で、県内の消費につきましては、やはり焼酎、お酒だけというよりも、先ほど委員がおっしゃったように、やっぱりさかなとか、食べ物も一体的にやる必要がございます、そこは農林水産部と引き続きしっかり連携していきたいと思います。

ちょうどあす、開設、発表になるんですが、今年度の、27年度の予算をいただきまして、大分県の産品、その中でもまた一部で焼酎を通販で売っていこうという取り組みを始めます。これは県内はもとより県外もそうでございますが、広く大分県の焼酎を集中して売っていこうというところでの通販を明日立ち上げる予定にしております。あす、マスコミ等にも入っていただいて発表する予定にしておりますので、またご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。

波多野雇用・人材育成課長 27年3月の卒業者の大学進学者等、専修学校の県外の一部の方、足して約4千人ぐらいを見ております。高校3年生の登録ということで、昨年12月から進めてまいりまして、3月10日現在で、現在登録されていた方が1,300名程度でございます。申込締め切りは4月の上旬にしておりますので、もう少し人数がふえるか

なという感じでおります。

それと、ウェブマガジンというのを今回、制作をしまして、4月から情報を、県のマガジンの中に、県内の魅力情報、ちょっと大分という形で、人、物、そういったおもしろい情報をですね。あと、県外から大分に帰ってきた、昨年度就職した若い方で、どうやって大分に帰ったのか、そういう情報を掲載してまいります。それで、1年生、2年生については、どういった大分県の情報、そういった興味を持って、魅力を持って見てもらうという情報を流して、3年生のときには求職情報ということで、県内の企業さんを含めて、求人募集を含めて載せていきます。

それともう1つは、登録をされた方々に対しましては、メールとか、そういった就職情報を個別的に、保護者と本人のほうに流していく予定にしております。そういったことで、県内就職に向けてしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、最終的に奨学金返還助成等も、これとセットで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

木田委員 県産品の消費拡大については、今晚からでも実践できるんじゃないかと思えます。みんなで頑張っていければと思います。

学生登録制度なんですけど、かなり的人数が登録されていて、今後蓄積されていくと思うんですね。その情報発信は当然やっていくということなんですけど、今後もうちょっと工夫を重ねていったほうがいいんじゃないかなというのがあって、ターゲットは20代前後の方ですが、目的はUターンを期待するという、はっきりしていて、何かもうちょっと活用できないかなという工夫を加えて、大学4年間、行って帰ってきたらポイントがたまっているとかならないんですか、何かふるさとポイントがたまるとか。何か本当に皆さんに見てもらえるかなというところもあるし、何かこうやらないと。ポイントをつけるということになれば、個人情報もある程度登録してもらわなくちゃいけないということで、何かマーケティング分析とかでも、個人情報のところはちゃんとしないといけないと思うんですが、そういったことをして、4年間やってみて、成果とか、工夫とかにつなげるような、こちらが一方的に発信するだけがちょっとどうかなというのがあるので、何かそういう工夫を今後入れられないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

波多野雇用・人材育成課長 まだウェブマガジン、情報の発信につきましては、外部のそういった業者を含めてライターさんに、どっちかという情報のとんがった、若い大学生、高校生向けにつくった情報を流していくように工夫をまずしております。そうしたNPOとかそういった方々、例えば、東京のほうでおもしろい講演会をすとか、こちらで講演会をすとかいうときに、そういった外部の方の利用についても、この情報発信を利用してもらおうというような工夫もありますし、将来的には、市町村のほうもおおいた学生登録制度で情報発信を利用してもらおうということも考えております。こういったことについては、今後どうするかを含めてを考えて発信する中で検証しながら、また皆さんが利用しやすいような学生登録制度にしていきたいと考えております。

以上でございます。

木田委員 ぜひ返ってくる情報も必要じゃないかなというふうに思うので、今後の分析に生かせるようなことができないかなというものがありますので。この間、ふるさと回帰支

援センターですかね、あちらに行ったら大分県さんが大変特徴のある移住セミナーをやられているということで、向こうの方もかなり関心されていて、受講者も多いということで、そういった情報もいろんな形で発信していただいて、Uターンが目的ですからね、成果が、私のときにはこんななかったですからね。当然スマホも携帯もない時代だったので、こういうことができれば今後大いに期待できるけど、ただ、結果がわからないんですよ。Uターンというのが、ふるさと回帰支援センターの方も言っていましたけど、相談に来ているけど、最終的に何人大分に行ったかわからないという状況なんですよ。だから、何か分析できるような取り組みに使えるところがどこかでできればなというふうに思っていましたので、参考にしてもらえればと思います。

以上です。

毛利委員長 要望ですね。

ほかにございませんか。

羽野委員 企業誘致とか、本社勤務移転とかで優遇措置があると思うんですが、逆のパターンですね。地元の企業が急成長を遂げて、本社を東京に持っていきたいとか、あるいはでかくなって、規模を拡大して、地元の工業団地に移転したりとか、そういった場合の、よそに行かせないための優遇措置みたいな制度というのは、よそから来るのはあるんですけど、地元で育て、でかくなって、急成長を遂げて、よそに行ってしまうのを防止するような、誘致と同じ条件でしていいですよとかいうふうになっていないと思うんですけども、これはどうなんですか。

清末企業立地推進課長 5年ほど前から県内の企業に対する戦略業種というのを設けまして、自動車とか半導体とか、いろいろとそういうところなんですけれども、そういった企業さんは、うちも福岡県でそういったところが欲しいわけなので、とられないようにしようというところで、そういうときに、県内の企業さんに対しては、そういう戦略業種を5つ設けまして、その辺のところに対しては、うちと同じ金額とか、雇用人数があれば支援できるようにしています。

以上でございます。

羽野委員 それ以外はないということですね。

清末企業立地推進課長 そうです。

毛利委員長 いいですか。

ほかに。

私から2つ伺いたいんですよ。P25のものづくり企業技術チャレンジ支援事業費、航空機産業の参入ということで、大変すばらしいことだと思うんですけど、これは参入して、今後、県は航空機、この分野をどのように伸ばして、どこを目指していくのかを教えてください。というのが、三菱重工ですよ。私の情報が正確かはわかりませんが、北九州市、北九州空港周辺に三菱重工が立地するということを言われていますので、そうであれば隣県との提携というのは十分になってくるので、これから新たな大分県の産業集積につながるのではないかと思いますので、その点が1点と、関連して、今度は逆に自動車産業ですね。33ページの今年度の企業力事業費は、昨年よりも減っております。何で減っているかという要因を教えてください。と同時に、トヨタがダイハツに全出資するということになりまして、スズキともトヨタは提携交渉中ですが……。国内需要よりも

海外需要が減っているからそういうふうな方向に乗り出したのかなというふうに思っている部分があるんですけど、その後、自動車産業については、どのように捉えられているか、それを聞かせていただきたいと思います。

以上、2点です。

工藤工業振興課長 航空機産業につきましては、他の半導体、自動車などのような集積産業の取り組みとちょっと違うところは、核になる企業がない。ですから、今取り組もうとしているのは中小企業という形になっていくと思います。ですが、そこがちょっと違うところで、その中小企業が、じゃあどうやって参入できるかという部分を県のほうが支援していこうというような流れでございます。目標としましては、一応3年間で10社参入させようというような目標で、3年間で取り組んでいこうというような予算立てをしております。

それから、先ほど三菱重工の話が出ましたが、私どもの情報では、一応北九州空港が三菱重工の修理とか、そういう部分の第2拠点、メインは名古屋の県営空港ということになるんですけども、そのサブの拠点になると。そのサブの拠点はどのようになるかといいますと、やはりメンテナンスとか、リペアとか、オーバーホールとか、そういうMROと言っているんですが、そういう部分のサービスを行う拠点になるということですので、距離的には委員長ご指摘のとおり、我々の後ほど出てくるかもしれませんが、自動車とか半導体で培ったそういう高度精密なとか、そういった事業者の方々が参入できる可能性があるのではないかというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

森山産業集積推進室長 自動車関連産業企業力向上事業費の減額の理由をまず申し上げますけども、1つは、3カ年の特枠の事業で、LCI、低コストで生産レベルを改良する講座、これは日産自動車のラーニングセンターが神奈川にあります。そちらのほうに委託して、3カ年で事業をしてきました。それは工科短期大学の校舎を活用して、企業を呼んできて行う事業なんですけれども、その事業を3カ年やってきて、そのノウハウを工科短大の先生のほうに移転して、来年度からは工科短大の自主事業の中で継続していくということになりましたので、その部分の委託費用が減ったというのが大きな部分です。

九州の自動車産業の今後ということですが、ダイハツがトヨタの完全子会社化になるとか、そういった構造改革が進んでいる中で、どういうふうに考えているかということですが、まず、九州の自動車産業は、国内でもほかの近畿のほうに比べれば、生産設備も新しく、ほかの地域が国内需要の減少で生産体制が減っている中でも、九州だけは高水準で維持していて、まだまだ伸びていく可能性が高いと思います。特にダイハツの子会社化というのは、トヨタの完全子会社化で、トヨタグループの小型車の生産の中核を担っているというふうな活用です。そのダイハツ工業の中でも、ダイハツ九州というのは、ダイハツ工業のほぼ6割を生産する拠点工場であります。ですから、トヨタのグループの小型車の中核を担うということで、さらにまだ九州での生産台数は、今まで以上に進んでいくというふうに思います。

ただ、そうやってきたときには、県内企業も、今はいわゆる内装品、外装品という部分の発注なんですけど、それ以上に、もっと心臓部分でありますエンジン部品でありますとか、いわゆるユニット部品とか、機能部品と言われている部分とか、電子電装品、そ

ったものにも取り込めるような品質を保証できるような体制、あるいは生産拡大に伴って、大量に生産できる設備の拡張とか、そういった需要規模を拡大できる、これまで以上に機能の向上をさせるような現場改革を進めますし、機能部品とかにも取り組めるような、それに向けたセミナーを今回も予算の中で継続していくということ考えております。

毛利委員長 最後に1点。航空機産業に参入する大分市のオカモトさんですかね、先般聞いたときに、ここが選定されたというのは、どういう技術があるとか。

工藤工業振興課長 こちらはですね、研磨を中心にランディングギア、飛行機の足の部分ですね、着陸するところの足がクッションになって、衝撃を吸収するために、中のシリンダーのようにきれいに研磨して、油圧クッションとかで着陸の衝撃を受けとめる。そのポイントは、きれいにいかに研磨できるかというところを特長としていまして、ですから、ここがやっておりますのは、新規のランディングギアをつくっているのではなくて、ランディングギアも先ほど言った修理といいたいまいしょうか、そちらのほうを受注してやっているというところでございます。

毛利委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

堤委員 ちょっといいですか。聞き忘れた。清末さん6号地2C地区、今販促の進捗はどうなっているの。

清末企業立地推進課長 先ほど、濱田副委員長のときと同じように申し上げたんですけども、今までいろいろやってきたんですけども、今回、大型の大規模な設備投資が日本国内でできるかどうかというものを幾つか業種を絞って、3月から半年間かけて丁寧に整備しようとしているところでございます。

堤委員 結局、その6号地も業種を絞ってやろうという中で、相手に対して全部しているわけやろう、それは。別に6号地を限定しているわけじゃなくて、県内全体の工業団地とか、流通も含めてやろうということなんだけれども、ただ、ここの場合の基盤とか、そういうのもかなり古くなってきて、もし企業誘致するのであれば、かなり手をつけにやいかんという、そういうふうな状況になっているわけね。だから、もし誘致するならば太陽光みたいに、隣にも何かつくるかという、そういうわけにもいかないと。だから、そういうところが非常にあそこは難しくなっていると思うんだけど、ただ、頭が痛い、塩漬けだと思っただけでも、手放したらどうですか。70億円がずっと起債残で残ったままやけんな、あそこ。

清末企業立地推進課長 確かに6号C2の埋め立てからかなり年数がたって、いろいろな基盤が古くなっているということも事実でございます。そういうときも含めて、それは4月の後半からなんですけど、ちゃんと連携しながらやっております。今回、ちょっと6号C2とか、玖珠工業団地も含めてちゃんとした大規模な、そういう海の側なり、内陸の側なりとかということもあるんですけども、ちゃんとした大規模投資が国内とか県内でできるのかどうかということは、丁寧に企業訪問しながら精査していきたいと思っております。

以上でございます。

毛利委員長 よろしいですか。

堤委員 いいです。

藤田委員外議員 先ほどの木田委員が言いました焼酎ですね、多分、県内で100億円規模の市場があると思われるので、シェア拡大に向けて、ぜひ企画振興部と農林水産部と、

そういう視点での取り組みをお願いしたいと、これは要望でお願いいたします。

それと、30ページの休廃止鉱山対策費がかなり減額になっているんですけども、この理由をお教えいただきたいと思います。

それから、50ページのがんばる商店街総合支援事業費ですが、丸2つ目の商店街活性化支援事業費、イベント用の事業で、これ単年度しか使えないというような話を聞いているんですけども、継続費用は来ないのかということ、それから、先ほど濱田副委員長から話がありましたけれども、玖珠の工業団地ですね、こちらがエネルギー産業企業会とも関係すると思うんですけども、この地域はエネルギー産業で見ると、小水力だとか、地熱だとか、風力だとか、太陽光も含めてですけども、再エネの可能性がまだまだあるんですが、需要がないために今いっぱいいっぱいなんです。そういう視点で行くと、玖珠工業団地にかなり電力の消費量の高い企業を持ってくると、まだまだ再エネの普及が進んでいくと思われるんですけども、そういった企業の誘致に向けた取り組みというのが何らか考えられないのかなというのが1つですね。

以上。

毛利委員長 3点ですね。

工藤工業振興課長 休廃止鉱山でございますけれども、2つ理由がございますして、1つは、杵築市山香町の馬上鉱山の工事が終わりました、ハード的な部分の事業が終わったというのが1つ。

それからもう1つは、豊栄鉱山、傾山の麓、豊後大野市のほうでございますけれども、こちらのほうでやっております事業が一応28年度に繰り越してはおるんですけども、予算上は27年度で大きな、4千万円ほどの工事が終わると。その2つの要因でございます。残りしたのは、鉱廃水処理という常態的な事業が残っているということでございます。

以上でございます。

武藤商業・サービス業振興課長 商店街活性化支援事業のご質問でございますが、この事業は議員おっしゃるように、1つはイベントの支援でございますけれども、ただ単に、商店街の中でお祭りをしてそれで終わるということではなくて、もともとこのイベントをすることによって、各個店がどういうふうにお客さんを店の中に引き入れ、または、売り上げを上げることをどうやって考えるかということを含めてこの事業を進めてまいりたいとなっているところでございます。

継続費用というところでございますが、例えば、27年度やったイベントを、そのまま28年にそのままやるということではなくて、27年度は何が課題だったのかということをしっかり振り返って、磨きをかけて、中身を1つ上げて申請していただければ、こちらは検討いたします。

清末企業立地推進課長 委員おっしゃるように、企業誘致をすると、電力を使う企業が来ます。そうすると、バーターという意味で再生エネルギーを地域にもっともっとできるんじゃないかというようなことだと思っておりますけれども、私どもも総合的な観点から言えば、できる限り企業誘致をして、電力を使うんじゃないかと、地域に税収を落とし、あるいは雇用をふやすということをやっております。その結果として、地域の再生エネルギーのいろんな施設ができていくというのを地域振興について大きな視点だと思っております。いろ

んな観点から企業誘致については頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

藤田委員外議員 商店街、わかりました。また、商店街のほうもさらに個店と一緒に磨きをかけていくという形でぜひ継続利用できるようにしていただきたいなと思います。

再エネの関係ですね。企業誘致という視点とそのエネルギー産業の振興という両面から複合的に誘致が進められないかという観点で質問をさせていただきましたけれども、そういう視点をこれから持ちながら、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

毛利委員長 それでは、進めさせていただきます。

これより、先ほど審査いたしました労働委員会関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

毛利委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

第1号議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

毛利委員長 賛成多数であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案平成28年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

大塚経営金融支援室長 第4号議案平成28年度大分県中小企業設備導入資金特別会計予算についてご説明します。

それでは先ほどの商工労働部・労働委員会予算概要の4ページをお開きください。

表の左から2列目、予算額（A）欄の1番上にございますとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、それぞれ4億6,238万1千円でございます。

中小企業設備導入資金特別会計は、小規模企業者の設備購入資金の一部を融資する小規模企業設備資金と、中小企業者が共同で取り組む事業に対し融資を行う高度化資金の2つの貸付事業に係るものでございます。

続きまして、かなり飛んでいただき、79ページをお開きください。

事業名欄の1番上、償還金1億3,988万3千円、また、その下の繰出金1億9,471万3千円は、小規模企業設備資金貸付事業の根拠法が廃止されましたことから、当該貸付事業に係る繰越金を、国への償還及び一般会計への繰り出しを行うものでございます。

続きまして、80ページをお開きください。

高度化資金貸付金4,771万9千円は、中小企業者の集団化、共同化など、高度化事業を進めるための資金を融資するものです。具体的には、九州各県のガス会社で構成される事業協同組合が、地震対策として、耐震性の高いガス管に取りかえる事業に対し、その事業費の一部を貸し付けるものです。

次に、その下の償還金4,163万7千円、また、その下の繰出金3,483万5千円は、高度化資金の貸付先である事業者からの償還金を、中小企業基盤整備機構への償還及

び一般会計への繰り出しを行うものでございます。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

毛利委員長 これより質疑に入りたいと思います。よろしく願いします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 では、質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ご異議がないので、第4号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第5号議案平成28年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

清末企業立地推進課長 第5号議案平成28年度大分県流通業務団地造成事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算概要の4ページをお開きください。

予算額（A）欄の上から2番目にありますとおり、本特別会計の歳入歳出予算額は、それぞれ7億8,992万円9千円でございます。

続きまして、かなり飛んでいただきますが、85ページをお開きください。

事業名欄の1番上、流通業務団地造成事業費7億5,911万9千円は、流通業務団地における安全・防災・環境対策などを行うとともに、起債償還のために減債基金への積み立てを行うものです。

また、その下の公債費3,081万円は、起債借入金の利子の償還を行うものです。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

毛利委員長 説明をいただきましたので、質疑に入りたいと思います。

堤委員 さっき、流通業務団地立地促進補助で1億6千万円やっただけ、あれがあったよね。あれとこの特会との関係はどういう形になるのかな。というのと、いつも聞きよる進捗率。

清末企業立地推進課長 今回のこの特別会計は、流通業務団地、定価で売ります。それで、それについて収入があるところの特別会計でございます。

それで、先ほどの1億6千万円は、買ったところに対する補助金というような位置づけでございます。

もう1つ、流通業務団地の進捗状況でございますが、ことし、一応3月末現在につきまして、1、2工区で74.7%、3工区で9.5%、トータル50.5%でございます。

以上です。

堤委員 3工区はほとんど造成というか、今度、立地企業からその一部を売るような形だったよね、たしか。3工区は全部もう造成終わっちゃったわけ。そういうのが1つと、それと、例えば、補助金の主なものというのはどういうのがあるかという、その2点だけ。

清末企業立地推進課長 平成26年度に3工区の整備事業を一応終わらせていただきましたし

た。それで、分譲しております。というのが1点と、一応流通業務団地の補助金につきましてなんですけれども、設備投資額の土地購入費も含めて、20%を限度に支出しております。ただし、限度額がございまして、土地の代金、例えば、1億円で売るならば40%、4千万円を限度額としております。

以上でございます。

堤委員 最後に、補助金の要綱は大規模設備投資何とか補助とか、ああいう補助金メニューなのかな、これは。今言ったやつ。

清末企業立地推進課長 流通業務団地特別補助金は、まだその要綱がございまして。

堤委員 その要綱をまた後でちょうだい。

以上です。

毛利委員長 いいですか。要綱、いいですか。お願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 ほかにご質疑等もないようであります。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

毛利委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

第5号議案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

毛利委員長 賛成多数であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より諸般の報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

大塚経営金融支援室長 大分県中小企業者等向け融資の損失補償に係る求償権の不等価譲渡の承認について、ご説明いたします。

資料はこちらの2ページをお開きください。

この案件は、今議会の最終日である3月25日に、追加の報告案件として提出させていただくものでございます。

まず、(1)の報告内容の概要ですが、対象企業は、厳しい経営状況にある老舗の旅館業者でありまして、中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図ろうとするものです。再生計画に基づき、全ての金融債権者が一律の大幅な債権カットを行うとともに、再生ファンドがスポンサーとなり、役員のパイプや再生に必要な資金の供給を行うものです。なお、この再生ファンドとは、おおいたPORTAファンドであり、国や県、県内金融機関などにより設立された公的なファンドでございます。

県は、A社に対して資金を直接貸し付けしていないため金融債権者ではありませんが、金融債権者の中に大分県信用保証協会が入っており、その債権カット額の一部に、県が保証協会に対して支出した損失補償金が含まれているものです。

保証協会は、A社に対する債権、1,906万円を1,630万5,646円カットした残り、275万4,354円で、ファンドに不等価譲渡いたします。このうち、県の放

棄分は260万8,903円でございます。

次に、(2)の支援を受けるに至った背景ですが、A社は施設の増築やリニューアルなど積極的な投資を行っていましたが、しかし、団体客の減少など近年の市場ニーズの変化などの影響を受け、売上高の減少が続いており、投資資金を回収できず、財務内容を悪化させることになりました。

A社は、人件費の削減など経営の立て直しに向けた努力を行うとともに、融資を行った金融機関及び保証協会では、経営改善に向けた継続的な支援・指導を実施してきましたが、資金繰りの悪化や、仕入債務などに係る多額の延滞が生じております。現在、自力での再建は困難な状況となっているものです。

次に、(3)の支援の必要性ですが、仮に、A社が倒産となった場合、地域の観光イメージが大きく損なわれることが懸念されますとともに、約50名の従業員の雇用が失われること、取引先の経営悪化や連鎖倒産などの発生も懸念されます。

A社と債権者、再生支援協議会等の関係者が、弁護士、公認会計士などの外部専門家による支援チームを加え、検討、協議を重ねました結果、A社の過剰債務の解消などが図られれば、事業を再生できる可能性は高いと判断されたものです。

なお、A社の代表者は、経営責任をとって退任いたします。

保証協会から3月3日に、県に対して求償権の不等価譲渡に係る承認の申し出があり、A社の事業再生に資すると認められることから、損失補償に関する条例に基づき、知事が3月14日に承認したところでございます。

今議会の最終日に、追加の報告案件として議会に提出させていただく予定でございます。

2の再生計画の概要ですが、A社の金融債務の大半をカットするとともに、旅館事業と未払買掛金等の一般債務を、再生ファンドの出資により立ち上げた事業引継会社B社に譲渡・承継させます。その上で、ファンドから役員を派遣するとともに、事業再生に必要な資金を供給します。これにより、金融債務が大幅に圧縮され、再生ファンドから供給された資金による延滞債務の解消と資金繰りの改善を図ります。また、新たな経営陣により経営管理体制の強化を図っていきます。

以上でございます。

毛利委員長 はい。ただいまの報告に対して、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 では、質疑もないようなので、以上で報告を終わります。

倉原商工労働企画課長 3月1日に公表いたしました、おおいた産業活力創造戦略2016について、お手元に配付したパンフレット、こちらの概要版でご説明いたします。

商工労働部では、本県の経済産業政策の方向性を具体的に明示するものとして、おおいた産業活力創造戦略を毎年策定しています。12回目となる今回の戦略2016では、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及びまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を踏まえ、また、これまでご説明してきました新しい施策も織り込みながら、さまざまな角度から産業振興に取り組んでいくこととしています。

今回のサブタイトルは、「技術と人のオープンイノベーションおおいた」としております。このサブタイトルには、戦略に記載した新しい事業展開を通して、県内企業に挑戦心を強く持っていただきたい、県外企業には大分でビジネスをやってみたいと思ってもらい

たい、そんな思いを込めているところでございます。

それでは、中をお開きいただいて、1番左側でございます。こちらに3つの柱を簡単に載せております。

この柱立てにつきましては、今年の戦略2015が既に新しい長期計画の内容を盛り込んでいることから、大きな変更はございません。

1つ目の柱が、産業集積の進化と企業立地の戦略的推進でございます。

本県は、自動車や半導体などの産業集積を背景に、先進技術を有する中小企業が数多く存在しています。こうした強みを生かし、取引の拡大や、新分野への挑戦を支援していきたいと考えています。企業誘致につきましては、先ほど説明がありましたように新しい流れに対応し、企業の本社機能の移転など、より戦略的な推進を図ることとしています。

また、今後成長が期待される医療機器関連産業や、食品産業、豊かな自然というアドバンテージを有するエネルギー産業など、これからの県経済を牽引する新産業の創出にも取り組んでいくあたりも記述しています。

真ん中の2つ目の柱は、中小企業の新たな活力創造と競争力の強化です。

地域経済を成長させ、地域の活力を維持していくためには、やはり中小企業の存在が不可欠です。おおいたスタートアップセンターを中心とした創業支援や経営革新、金融支援などの施策を引き続き充実させていきます。

また、商業・サービス業の振興に関しては、商店街支援や県産品の販路拡大支援に加え、宿泊業などの観光関連のサービス産業の生産性向上に向けた取り組みに着手したいと考えております。加えてクリエイティブ産業への挑戦といたしまして、豊かな感性や高い技術をもつクリエイターと地場企業の融合により、付加価値の高い商品やサービスの創出を目指していきます。

左端の3つ目の柱でございますが、人材の育成・確保と多様な担い手の活躍推進です。

人口減少社会の到来に伴い、人材育成と人材確保の重要性はますます高まっています。本県ものづくり産業を支える技術人材の教育を一層充実させるとともに、産業人材の確保に向け、大学生等のUIJターン就職を促進するための取り組みを強化してまいります。

また、若年者、女性、中高年齢者に加え、さらに幅広い世代の活躍を推進するため、シニア雇用の推進啓発や仕事の開拓にも取り組んでまいります。

このように中小企業活性化条例の計画として位置づけている本戦略のもと、様々な施策を、県内隅々にまでしっかりと浸透させることにより、仕事をつくり、仕事を呼び込む、そしてその仕事人が人を育て、人を呼び込む、地方創生のための好循環を総力を挙げて実現してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

毛利委員長 ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

濱田副委員長 前の質問でもしたと思うんですが、この計画に限ったことじゃないけれども、いわゆる地方創生という枠があったり、今の新たな、これから10年の長期総合計画、その中で、これは商工労働の分野で、いわゆるまた10年ぐらいのサイクルでこういうことをやろうとする計画案なのか、何か別に出してきた何か理由はあるんですか。いわゆるこの計画自体は。

倉原商工労働企画課長 この計画自体は、こちらにございますように、中小企業活性化条

例に定義しているところの計画の策定。この位置づけで毎年つくっているものでございます。

濱田副委員長 これは毎年出よんかい。

清末企業立地推進課長 はい、これは毎年つくっています。

濱田副委員長 例えば、前の成果とかのあれは、これかなんか出とる。去年の活性化条例は今3年目かな。

倉原商工労働企画課長 平成25年3月に条例として制定されております。

濱田副委員長 だから、3年目に入っておるんですね。

倉原商工労働企画課長 この創造戦略につきましては、その前から部のアクションプランとしてつくっておきまして、条例ができたのを契機に、その条例で定める計画という位置づけにしたところでございます。副委員長今ご質問の現状と課題と効果と、今後の取り組みといったところは概要版と、こちらの厚いほう、本編のほうはそれぞれの各論について記述しているというところでございます。

以上でございます。

濱田副委員長 まあ、どっちにしても、我々はいろいろ提出されて、どの計画がどうでというのがなかなか基本的にわかりにくいことがあるので、その辺はやっぱり説明をする前に、これはさっきの中小企業活性化条例ということで、これもせっかくできたんだから、例えば、年間2千件もいろんなデータをとっているというようなことを答弁等でいただいておりますけれども、何のあれでこれを出すんだと、今からいろいろ出ても、そういうのをはっきり先に提示をして言わないと、どこに位置づけていいのか、なかなかわかりづらいので、今後ともそれをお願いします。

毛利委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

毛利委員長 では、次に進めさせていただきます。

清末企業立地推進課長 平成27年度の企業誘致の状況について、ご報告いたします。

資料の5ページをお開きください。

企業誘致の状況についてです。まず1の業種別の誘致件数、雇用者数、投資額表の右から2番目の27年度欄の合計にありますように、平成28年2月末日までに26社の企業から立地がありました。平成23年度から5年連続で20件を超えました。このうち4件は流通業務団地に立地したものでございます。これは企業の動向をしっかりとつかんだ結果と考えています。

なお、新規雇用者数ですが444人と昨年を上回り、投資額は445億円と最近5年間の中では最高となっております。

業種別を見ますと、自動車関連の輸送用機械が7件と依然として最も多く、次いで食品関連となっております。また、その他は11件となっております。この11件の中ですけど、新たな進出の傾向としてはIT関連企業のソフトウェアの関係ですが、3件と県内各地に進出しています。

次に、2の市町村別の誘致件数です。右から2番目の27年度欄のとおりとなっております。例えば、国東市では、大分キヤノン株式会社が、同じ敷地内に新たにテクノ棟を建設し、生産技術部門や製品技術部門、生産工機部門などを集結させた一大研究拠点を開設し

ます。大分キャノンの安岐工場が機能強化され、マザー工場化が一層進むものと期待しているところでございます。

なお、昨年度の本委員会で一度ご報告させていただきました、同じく国東市の株式会社ソニーセミコンダクタ大分TECの件でございます。昨年は今年の3月末現在で国東市の事業が終了ということで報告させていただきましたけれども、事業の一部であります研究開発領域につきましては、当分の間継続するというので決定いたしましたので報告させていただきます。

今後も、企業の事業戦略を見きわめながら、引き続き自動車関連企業などの製造業へのアプローチを行うとともに、本県の進める地方創生の視点から、女性や若者、UIJターナーなど、多様な人材の活躍の場となる、BPOやコールセンター、IT関連企業などの誘致を関係市町村と連携し、積極的に進めてまいります。

以上でございます。

毛利委員長 はい。ただいまの報告に対して、質疑等はありませんか。

阿部委員 ちょっといい、ちょっと聞かせて。例えば、佐野の流通団地に合同新聞の印刷部門が移りましたよね。となったときには、これは誘致になる。

清末企業立地推進課長 流通業務団地に対して言えば、分譲件数で1件となっていますので、県内企業であっても基本1件とさせていただきたいと思います。

阿部委員 この数字の中には。

清末企業立地推進課長 過去ですが、入っております。

濱田副委員長 結局、27年度で26社で444人雇用、平均したら20人足らずの、いわゆるだんだんだんだん今小規模の企業が進出をしておると。このデータの的にもそうですよね。444人ですから、十分に県内の人材で雇用が賄ったのか。例えば、県境、中津市が4件でしょう。日田が1件、佐伯も1社、こないいわゆる県境の企業は、県外の宮崎とか福岡とか、うちのほうでは熊本もそうですけれども、いわゆる県境の企業に、県外から募集が、人員が来ておると。この人数は捉えていますか。

清末企業立地推進課長 済みません。捉えてません。ただ、労働市場からすれば、佐伯、日田というのは閉鎖型で、結構域内で完結されているようです。中津につきましては、開放型といって、県境、要は山国川から向こうの福岡から雇われている方もいらっしゃるというふうに聞いております。

濱田副委員長 やっぱり、ほら、だんだん400人ぐらいで20社そこらですからね、ほとんど20人、15人から20人規模の企業、平均したときに。だから、だんだん小さくなってきておる企業誘致のやり方と、さっき課長が言うた少し大規模の100人、200人規模の、これもまた誘致の方法というのは違うと思うんですね。だから、その辺をちゃんとした意識を持ってやっていただかんと、10人、20人になれば、別に工業団地じゃなくても、空き地、空き家とか、空き工場等で十分対応できる部分がたくさんありますし、そういう面も含めて、今後の地域の、特に地域の市町村としっかりその辺を煮詰めてやっていただくのが一番いいと思うので、ぜひその辺をよろしくお願いします。

毛利委員長 はい、いいですね。ほかに。

木田委員 女性が働きやすいコールセンター、BPOの関連の誘致なんですけれども、大分市とも連携して、かなり交渉をこの間続けられてきていると思うんですけど、その最初

のほうはどこまで進捗されているのか。今報告できる範囲で結構ですが。

清末企業立地推進課長 個別企業情報については、済みません、申しわけありませんが、現在丁寧に進めているところでございます。まだ継続しております。

木田委員 やっぱりなかなか難しいんですね。わかりました。

毛利委員長 よろしいですか。いいですね。

藤田委員外議員 いいです。

毛利委員長 それでは、ほかに質疑もございませんので、これで諸般の報告を終わりたいと思います。

毛利委員長 これで商工労働部関係の審査を終わりますが、ここで、一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔西山商工労働部長挨拶〕

毛利委員長 どうもありがとうございました。

それでは、執行部の皆さんご苦労さまでございました。

ちょっと委員の方は残ってください。

〔商工労働部、委員議員退室〕

毛利委員長 皆さん1年間本当にありがとうございました。

〔委員長挨拶〕

毛利委員長 これをもちまして、商工労働企業委員会を終わります。

お疲れさまでした。